令和6年司法試験の採点実感(倒産法)

1 出題の趣旨・狙い等

公表済みの「出題の趣旨」のとおりである。

2 採点方針

解答に当たって言及すべき問題点については、「出題の趣旨」として公表したとおりである。

第1問は、株式会社とその役員が破産手続開始の決定を受けた場合の具体的事例を基に、主に、役員の責任追及に関する規律(設問1)、破産者の説明義務や破産者の財産の調査に関する規律(設問2)、詐害行為否認の規律(設問3)についての基本的な理解と事例処理能力を問うものである。採点の主眼は、設問1においては、役員の財産に対する保全処分、役員の責任の査定の申立ての制度とその趣旨を正しく理解できているかどうか、設問2においては、破産者の義務や財産調査のための各規定を横断的に理解できているか、設問3においては、設問の具体的な事実関係において、詐害行為否認における各要件の該当性を検討し、説得的に論じることができているかという点に置かれている。

第2問は、株式会社の再生手続に関する具体的事例を基に、主に、再生計画案の可決要件や議決権についての定め(設問1)、再生債権の査定に関する定め(設問2)、双方未履行の双務契約の解除に関する定めについての基本的な理解と事例処理能力を問うものである。採点の主眼は、設問1においては、可決要件の定め、議決権の定め、届出がなかった債権の取扱いに関する定めを的確に指摘し、これを具体的事例において適用できるか、設問2においては、双方未履行の双務契約の解除の規定の趣旨を踏まえて違約金条項の適否について具体的に検討し、説得的に論じることができているかという点に置かれている。

3 採点実感等

第1問、第2問を通じて、明文の規定があるにもかかわらず条文を摘示しない答案や、条文番号の摘示が不十分、不正確な答案、条文の内容についての理解が不十分な答案が散見された。

(1) 第1問

ア 設問1

設問1は、役員の財産に対する保全処分の申立て(破産法第177条第1項)、役員の責任の査定の申立て(破産法第178条第1項)の各規定を摘示し、その趣旨を説明すれば良い。破産管財人が破産法上採ることができる手続を問われているため、項番号をまで摘示して「申立て」をすることができるとの解答をすることになる。その上で、設問の事例における事実を各要件に当てはめ、保全対象となる財産(銀行預金)を具体的に検討しているものは高評価となった。他方で、各規定の摘示はできているものの、申立てと判断の主体を峻別せずに、破産管財人が保全処分や責任査定の「裁判」をできるなどという不正確な説明をする答案も散見された。

要件の検討をしている答案においては、保全処分の申立ての要件のうち、「必要があると認めるとき」についての検討が適切ではないものが目立った。保全処分は、役員が自己の財産を隠匿・費消するなどして損害賠償請求権の回収の実効性を確保できないおそれがあるときに認められるものであり、本間であればBが預金を費消するおそれがあることを指摘する必要があるが、BがA社の財産を逸出させるおそれがあると指摘する答案が多く、保全処分の「必要性」に関する理解不足がうかがわれる。

また、役員の責任の査定の申立てをするとき、「その原因となる事実を疎明しなければならない」こと(破産法第178条第2項)を指摘するのは適切であるものの、疎明があれば役員責任査定決定をすることができると誤解している答案が散見された。債権者申立てにおけ

る破産手続開始原因の疎明(破産法第18条第2項)などとも通底する規律であり、正確な 理解を要する。

趣旨の説明として、保全処分は役員に対する損害賠償請求権の回収の実効性を確保する(ひいては、総債権者の保護ないし破産財団に属する財産の保全をする)ためのものであること、また、役員責任査定は、通常の民事訴訟手続(判決手続)よりも簡易迅速な決定手続によって債務名義の取得が可能なものであることをそれぞれ指摘する必要があるが、破産管財人が役員に対する損害賠償責任を追及するための制度であるとの指摘にとどまる答案が多かった。管理処分権の専属する破産管財人は自ら損害賠償責任追及の訴えを提起することはできるものの(破産法第78条第1項、第80条)、役員責任査定の制度は、通常の民事訴訟手続によらず決定手続をもって簡易迅速に債務名義を取得する方法を認めたことに意義があるので、この点に言及してもらいたいところであった。

イ 設問2

ここでは、破産者の説明義務(破産法第40条第1項)及び重要財産開示義務(破産法第4 1条)、管財人の調査権(破産法第83条)、郵便物の管理(破産法第81条)を摘示することが求められるが、このうち、郵便物の管理を摘示できた答案は多くなかった。

破産法第40条第1項と第83条第1項前段は、「破産者の破産に関する必要な説明」に関し、破産者の義務と破産管財人の権限とで分けて規律したものであり、これを正確に記述できた答案、また、調査・手続の主体について管財人と裁判所とを区別して記述できた答案はいずれも高評価につながった。他方、本問が破産者の財産を探索するための情報収集手段を問うものであるのに、破産法第153条以下の規律を解答した答案や、本問が「Bの破産手続」について問うものであるのに、破産法第40条第1項第3号を摘示するなどA社の破産手続を念頭に解答した答案は、低い評価にとどまった。

ウ 設問3①

設問 3 ① が相当の対価を得てした財産の処分行為の否認(破産法第 1 6 1 条)の問題であることは多くの答案で指摘できていた。ただし、その要件を説得的に検討することのできていた答案は少なかった。破産法第 1 6 1 条が詐害行為否認の一般的規律(破産法第 1 6 0 条第 1 項)の特則であり、責任財産の実質的減少を防ぐとともに要件を厳格にして受益者の利益を不当に害しないようにする趣旨をもつことを踏まえて、要件の検討をできた答案は高評価につながった。

破産法第160条第1項第1号の要件の検討においては、財産の種類の変更として金銭への 換価がされたこと、これが実質的危機時期になされたことを指摘して隠匿等のおそれがある ことなどを説明することにある。この隠匿等のおそれは財産の種類の変更によって客観的に 判断するものであり、実際の用途(Fへ弁済したこと)の指摘は必須のものとはしていない。 なお、事業譲渡時に破産者が実質的危機時期(債務超過)にあったことを指摘できた答案は 少なかった。

同項第2号の要件の検討においては、特定の債権者に対する弁済をする意思をもって隠匿等の処分をする意思があったといえるかについて、本旨弁済の意思は原則として隠匿等処分意思と同視することはできないと考えられること、本間では弁済の相手方が内部者たるFであるという事情があることを指摘して検討できた答案は高評価となった。もっとも、ほとんどの答案は、特段の問題意識なく、特定の債権者へ弁済する意思があれば隠匿等の処分をする意思があると記述するにとどまっていた。

同項第3号の要件の検討においては、破産法第161条第2項第1号又は第2号を類推適用する答案が多数あったが、A社とE社の代表者が同一であることから受益者の悪意を肯定すれば足りるのであり、上記のような類推適用は適切ではない。

各号の要件を的確に検討することのできている答案は高評価となった一方、Fへの偏頗弁済

を検討するなど問題文の指示と異なる行為を対象として検討した答案は、低い評価となった。

エ 設問3②について

設問3②は、設問3①とは異なり、廉価で売却されているから破産法第160条第1項を検討することになる。もっとも、そもそも同条の検討をせずに、対価を得てした財産の処分行為の否認(破産法第161条)や偏頗行為否認(破産法第162条)の問題として検討している答案が多数あった。

破産法第160条の詐害行為については、当該行為が財産の実質的減少を伴うものであるか、 それが実質的危機時期になされたかという視点で検討することになり、本間においては、事 業譲渡の対価が責任財産に流入しておらず財産減少があったことを指摘することになる。そ の際には、事業譲渡と同時に債務の引受けがされており総体としては財産減少がないように も見えることについても、H以外の債権者にとってはその引き当てとなる財産が減少するの であり上記の債務引受をもって詐害性を否定することにはならないなどと言及できているこ とが望ましい。なお、このような検討をする限りにおいては免責的債務引受と重畳的債務引 受とを区別する必要はない。

破産者の詐害意思や受益者の悪意については、当該行為を自ら行った破産者、また破産者から説明を受けていた受益者は、債権者を害することを知らなかったとはいえないことを指摘すればよいのであるが、これらを的確に指摘した答案は多くなかった。

また、本問において「支払の停止」があったとの認定をした答案が複数あったが、不採算店舗の閉店及び事業停止の予定をGに説明したことをもって支払不能の旨を外部に表示したとは評価することはできない。

なお、本件事業譲渡について、対価を得てした財産の処分行為の否認(破産法第161条) 又は偏頗行為否認(破産法第162条)の問題として検討している答案についても一定の評価をした。もっとも、破産法第161条の問題として検討しようとする場合には、対価がA社の責任財産に流入していないこと(債務引受けという形でA社の負債が減じてはいるが、H社以外の債権者にとっては責任財産が明らかに減少していること)をどのように検討したのかについて丁寧に論じなければ説得的ではないし、また、破産法第162条の問題として検討しても、そもそも本間では支払不能又は支払停止に当たる事実は事業譲渡当時には見られない。

(2) 第2問

ア 設問1

小問(1)は、再生計画案の可決要件の定めについての基本的な条文の知識を問うものであり、多くの答案で解答できていた。その中でも、頭数要件について、その母数が債権者集会に出席し又は書面等投票をしたものに限る(民事再生法第172条の3第1項第1号括弧書)という点や、頭数要件の趣旨を説明するなど、条文に即した丁寧な説明をした答案は高い評価につながった。他方、民事再生法第172条の3第1項の第1号と第2号の各要件が「いずれも」必要とされている点について曖昧な記載にとどまるものや、単に「頭数要件」、「議決権要件」との単語のみを挙げてその内容を説明しないものは解答として不十分であると言わざるを得ない。

小問(2)については民事再生法第87条第1項第4号の指摘をできていない答案、小問(3)については同項第3号ニの指摘をすることができていない答案が少なくなかった。また、小問(2)については、再生手続開始前の原因に基づく請求権と開始後の原因に基づく請求権とを区別し、再生手続開始後の損害賠償請求権については議決権を有しないこと(民事再生法第84条第2項第2号、第87条第2項)を指摘できていないものも少なくなかった。これらの規定を正確に説明して事例に即して具体的な議決権額を検討できた答案は高評価につながった。なお、小問(3)において、明文の規定があるにもかかわらず、外国通貨をもって額が定められ

た金銭債権の評価基準時という問題を設定して検討した答案もあった。まずは条文の正確な 知識と理解が必要である。

小問(4)については、多くの答案が自認債権の問題であると捉えることができており、民事再生法第101条第3項についても指摘をすることができていたものの、自認債権に議決権がないことを理解している答案は、予想外に少なかった(なお、799人とDとを対比して799人に議決権を認めてDに議決権を認めないとの説明をした答案が多く見られたが、そもそも自認債権に議決権はないから、この説明は誤りである。)。

また、自認債権についての再生計画の定めによる権利変更(民事再生法第157条第1項、第179条)や、認否書に記載されなかった再生債権の権利変更(民事再生法第156条、第181条第1項第3号)と弁済に関する時期的劣後(民事再生法第181条第2項)について、条文を含めて的確な説明ができている答案が一定数見られた一方で、これらに言及ができていない答案も相当数あり、条文の知識を含めた民事再生法の理解の程度により評価に差が生じることとなった。

イ 設問2

小問(1)においては、多くの答案で債権査定の申立てとその根拠条文(民事再生法第105条第1項)を正確に摘示できていたが、査定の申立てについての裁判に不服がある場合には異議の訴えを提起する必要があること(民事再生法第106条第1項)や、再生債権の確定に関する訴訟の判決等の効力(民事再生法第111条第1項、第2項)にまで言及した答案は多くなかった。なお、Eが取りうる手段として、再生債権の調査における異議(民事再生法第102条第1項)を挙げる答案が散見されたが、この異議は届出再生債権者が他の再生債権及び自認債権に対して確定を妨げるためになされるものであって、本問の事例とは場面が異なる。再生債権の届出・調査・確定の手続の規律を改めて確認されたい。

小問(2)においては、双方未履行の双務契約に関する再生債務者等の解除(民事再生法第49条第1項)がされた場合の問題であることを理解した上で、同条項の趣旨や違約金条項を適用した場合に生じる再生手続上の弊害を意識しながら検討をすることができた答案は高評価につながった。もっとも、同条項の問題であることを理解している答案においても、本件違約金条項の適否の検討に際して、単に民事再生法第1条の目的に反するとの説明にとどまる答案、違約金条項を再生手続で適用することは権利濫用であるなどといった抽象的な説明をするだけで本件違約金条項の適用を否定する答案、又は契約自由の原則を指摘するだけで、結論として本件違約金条項の適用を認める答案も多く見られた。

また、双方未履行の双務契約に関する再生債務者等の解除の問題であることに言及せずに、本件の違約金請求権が再生手続開始前の原因に基づいた請求権に該当するかを専ら検討するものや、単に本件違約金条項の有効性を検討するだけのものは低い評価にとどまった。なお、本間では、本件違約金条項が「適用されるか」と問われているにもかかわらず、解除権の行使が認められるかとの問題提起や、本件違約金条項が有効であるかとの問題提起をして、これに対する解答を示すにとどまる答案があったが、結論として、適用されるか否かを解答しないと、そもそも問いに対して答えたとはいえない。問いの内容を正確に把握し、その問いに対して正面から解答することが必須である。

令和6年司法試験の採点実感(租税法)

1 出題の趣旨・狙い等

公表済みの「出題の趣旨」のとおりである。

2 採点方針

第1問は、土地の譲渡対価に対する権利確定主義の適用を中心に、譲渡所得金額の算定方法(設問1)、契約解除と原状回復が行われた場合における更正の請求(設問2)、債務不履行解除に伴う違約金の所得分類と年度帰属(設問3)、事業所得者の売掛金債権の貸倒損失の処理(設問4)を問うている。これらを通じて、条文の正確な読解や判例を踏まえた適切な解釈、及び民法の基本的な知識をも踏まえつつ問題文の事実関係を分析し、課税要件事実を適切に抽出する能力を確認している。

第2問は、奨学金の非課税所得該当性と給与等の支払に係る源泉徴収の要否(設問1)、源泉徴収に係る誤納金の回復を巡る法律関係(設問2)、法人税法上の減価償却資産の取得を巡る解釈適用(設問3)、相続による取得時の付随費用の扱い(設問4)、そして、ゴルフ会員権についての生活に通常必要でない資産該当性(設問5)を問うている。これらを通して、所得税法等の基本的な構造と理論を理解できているか、事案の的確な分析を経て適用条文と論点を見いだし得るか、結論を導くための論理を説得的に構築し得るか、といった租税法令の解釈と適用に欠かせない基礎的な能力を確かめるべく基準を設け、評価を行っている。

3 採点実感等

〔第1問〕(配点:40点)

< 設問 1 >

設問1では、土地の譲渡対価の収受がやや変則的な形式で行われたという事実関係の下で、譲渡所得の総収入金額(所得税法第33条第3項、第36条第1項)をどのように認識するか、その認識内容に基づいて譲渡所得金額の算定を正確に行えるか、が問われている。

過去の司法試験でも譲渡所得は頻出の論点であり、受験者も十分に学習しているものと思われる。とはいえ、「出題の趣旨」でも述べたように、設問文で「譲渡所得」と明示している以上、譲渡所得の定義や性質を論じることは必要ではないし、かえって答案の説得力を低下させかねない。にもかかわらず、機械的に譲渡所得の定義や意義を記載する答案が少なからず見受けられたことは残念である。時間も紙幅も限られる中、飽くまでも本設問との関係で何を論じる必要があるか、に集中してほしい。

本設問では「譲渡所得の金額の計算」が問われているのであるから、まずその根拠規定(所得税法第33条第3項)に触れ、「総収入金額」や取得費・譲渡費用・譲渡所得の特別控除額がその要素であることを確認することが解答の出発点となる。そして、本問の事実関係の下で「総収入金額」をどう認識するかが問題である、と立論すれば、総収入金額の意義として通則規定である所得税法第36条第1項の指摘、「収入すべき金額」の具体的基準としての権利確定主義(判例)の導出、にはすんなりと論を運べるはずである(なお付言すれば、「権利(の)発生(主義)」と誤答するものが散見された。現金主義に対比される「発生主義」と混同しているものと思われる。「発生主義」に属する様々な具体的基準の一つに法的な基準である「権利確定主義」があることを確認されたい。)。また、「(清算課税ゆえに)本件土地の譲渡時の時価4000万円が総収入金額を構成する」とする答案も散見された。譲渡所得や実現主義の基本的理解を再度確認してほしい。

あるいは、令和5年3月に支払済の現金2700万円と残債権500万円を区別して、未払の 代金債権500万円を総収入金額に含めないとする(あるいは単に処理を忘れたのか、言及し ない)答案が一定数見られた。「現金2700万円」を取り出して論じてしまうのは、権利確定主義の理解が不確かであるためであろう。確かに、本問の事実関係では、令和6年4月に契約が解除されており、未払の代金債権500万円は遡及的に消滅する(Aが実際に収受することはなかった)が、設問文はあくまでも「令和5年分の所得税の期限内申告」における処理を求めているのであるから、その法定納期限たる令和6年3月15日(国税通則法第17条、所得税法第120条第1項)までの事実に基づいて処理する必要がある。

また、帰属年度に触れることなく「総収入金額は○○円である」と論じる答案も目についた。 所得税法第36条が講学上「所得の年度帰属」の単元で教えられているように、(総)収入金額 はその年度帰属と不可分の概念である。このことは同条第1項の文言からも明らかであろう。 この点の理解があやふやだと、例えば「総収入金額は3500万円である。そのうち手付金3 00万円は令和4年に帰属する」といった錯綜した論述に陥ることになる。

さて、本設問では、権利確定主義という一般的な基準を挙げるだけではなく、譲渡所得という所得類型の下ではどのような具体的な基準となるか、それを本設問の事実関係に当てはめるとどうなるか、も論じることが期待されている。約半数の答案は、売主としての契約上の債務全ての履行や、代金債権に係る買主の同時履行の抗弁権の消滅などの権利確定の基準と、令和5年3月におけるAによる本件土地の引渡しや移転登記の完了の事実を結びつけて、適切に解答できていた。一方で、契約が成立したことや代金支払期限が到来したことだけで権利が確定したと捉えていた答案も散見された。また、「契約締結が令和4年だから令和4年に代金債権の権利が確定した」という筋も、具体的な事実関係によっては全くありえないわけではないが、目的物の引渡しが未了であること、「解約手付」としての性質をも有する手付金が交付されていることなどを踏まえてもなお令和4年に権利確定といえるだけの説得的な論拠を示す必要がある。

設問文で指示された手付金300万円の処理は、やや難しい論点であったと思われるが、上記の筋に沿った答案(約半数)は、民法の知識もいかしつつ(「出題の趣旨」でも述べたように、私法の知識は、租税法の学習・実務に不可欠である。)、おおむね期待どおりの構成、すなわち令和4年に300万円の交付を受けているがこの時点では(民法第557条第1項の手付倍返しの可能性にも触れつつ)いまだ権利確定せず、売主が履行に着手し手付が売買代金に充当された令和5年分の総収入金額に算入される、と論じることができていた。他方で、一定割合の答案は、権利確定主義の例外としての管理支配基準(最判昭和53年2月24日民集32巻1号43頁)を適用して令和4年分の総収入金額に算入されると論じていた。このような筋も全く不可能というわけではないが、手付金の民法上の性質を踏まえてもなお権利確定したと言えるのはなぜか、令和4年のどの所得を構成するのか(仮に譲渡所得とする場合、取得費などの控除はどうするのか)、さらに、設問3において債務不履行解除の違約金として300万円をAが得たとされることとの整合性、などの問題が生じる。これらの問題を認識し、説得的な理屈付けを試みていた答案には、相応の点数を与えた。

以上より、「令和5年分の総収入金額」としては3500万円とするのが正答となり、(説得的な理由付けがあれば、という条件付きで)3200万円という解答も許容される。

その上で、譲渡所得金額の算定のために、根拠条文(所得税法第33条第3項)を適切に当てはめる必要がある。その際、譲渡費用100万円や譲渡所得の特別控除額(所得税法第33条第4項)を正しく控除できている一方で、肝心の取得費(Aの本件土地の購入価額3000万円)の控除を忘れている答案がかなりの数見られたことは意外であった。設問文は譲渡費用100万円にしか言及していないが、取得費の控除はキャピタルゲインを本質とする譲渡所得の基本中の基本である。その他、特別控除額の控除と、所有期間5年超であることから、所得税法第33条第3項第2号の長期譲渡所得に該当すること(なお、本設問では「譲渡所得の金額」を問うているので、2分の1のみが総所得金額に算入されること(所得税法第22条第2項第2号)までは触れていなくてもよい。)を取りこぼすことなく指摘したい。

設問1に関しては、これが総収入金額の問題であり権利確定主義がまず問われていることを押さえられていない答案が「不良」と評価され、権利確定主義と譲渡所得における具体的な基準を代金債権に当てはめることができていた答案が「一応の水準」、手付金についても適切に処理できていた答案が「良好」、そのうちでも手付金等、本件事実関係の私法的な性質を的確に処理できていた答案が「優秀」と評価された。

< 設間 2 >

設問2は、過去年度において権利確定主義で課税対象とされた譲渡対価(未払のものも含む)が、契約解除によって遡及的に失われた場面で、納税者に利用可能な法的手段を問うている。 申告納税制度の下で過大な税額が生じたときの「更正の請求」という仕組みについては理解できている答案がほとんどであったが、根拠条文の摘示、及び本件事実がその条件を満たすかの確認で優劣がつくことになった。

「出題の趣旨」でも触れたことであるが、本設問の解答に当たっては、課税要件事実の遡及的変動が税額の変動をもたらす法的構造を正確に理解していることが必須である。非常に多くの答案において、「契約解除(や原状回復)によって、令和5年分の譲渡所得がなかったことになる」とのみ述べられていた。しかし、譲渡所得の課税要件は「資産の譲渡」により「収入すべき金額」が生じたことであり、これを充足する課税要件事実が令和5年に生じたことを設問1で確認した。令和6年4月の契約解除によって、資産の譲渡を基礎付けた売買契約が遡及的に消滅し、Aが譲渡対価として取得済の現金3000万円も、遡及効によって法的に保持し得ないものとなっているが、これだけでは、なお、税額の遡及的変更には不十分である(管理支配基準)ことに注意したい。本問のAは、民法上の原状回復義務に基づいて、実際に代金債権を返還し、土地を取り戻している。このように法的根拠の遡及的消滅と原状回復による代金の返還の2つがそろってはじめて、令和5年の税額算定を基礎付けた「課税要件事実が遡及的になかったものとなる」といえるのである。またこの道筋で考えると、設問3で問われる300万円についても、一旦は譲渡対価の一部としてBに返還された上で、改めて違約金として交付されたものとして考えればよいことになる。

本設問では、予想以上に多くの答案が、所得税法第64条第1項とその場合の更正の請求の特例である所得税法第152条に触れていたが、これは誤りであることに注意したい。所得税法第64条第1項は、「各種所得の金額(括弧内略)の計算の基礎となる収入金額若しくは総収入金額(括弧内略)の全部若しくは一部を回収することができないこととなつた場合」の規定であるが、これは譲渡所得金額の基礎となる売買契約自体は有効に存続しており、権利確定主義の建前からすれば、既収未収にかかわらず過去年分の(総)収入金額として確定したのに、代金債権が回収不能になったこと(本件でいえば、未払金500万円がこれに当たる)による担税力の減少に鑑みて、特例的になかったものと「みなす」規定である。前段落で述べたとおり、本設問においては、契約解除と原状回復によって、そもそも譲渡所得金額算定の私法的基礎が遡及的に失われているのであるから、「みなす」までもなく、私法上の遡及効とそれによる課税要件規定の遡及的変動として処理すれば足りる。つまり所得税法第64条第1項の適用場面ではない。

さて、「令和5年の譲渡所得の『収入すべき金額』」が令和6年4月の解除によって今や法的に存在しないこととなったのであるから、Aが令和5年の期限内に「申告書に記載した」「課税標準等若しくは税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかったこと」により、「当該申告書の提出により納付すべき税額(括弧内略)が過大であるとき」(国税通則法第23条第1項第1号)に該当することとなったのであるから、法定申告期限から5年以内に、Aは、令和5年の譲渡所得金額を減額すべき旨の更正の請求を行うことができる。更正の請求が行える、ということを指摘するには、本来、このように条文の要件を満たすことを確認する必要があることに注意したい。

なお、契約の解除ということで、国税通則法第23条第2項(第3号にいう「政令で定めるや むを得ない理由」、国税通則法施行令第6条第1項第2号)に基づく更正の請求の問題であると 考えた答案も一定数見られた。この場合には、当該理由が生じた日の翌日から起算して2ヶ月 以内に更正の請求を行う必要があるということになりそうである。しかし、国税通則法第23 条第2項柱書括弧書きは「各号に定める期間の満了する日が前項に規定する期間の満了する日 後に到来する場合に限る。」と規定しており、解除の日から2ヶ月後の日が令和5年分の譲渡所 得に係る法定申告期限から5年以内である本問の場合には、同条第2項は適用できず、第1項 の更正の請求を行うことになる。第1項の更正の請求の期間制限が1年間であった時代の裁判 例(東京高判昭和61年7月3日訟務月報33巻4号1023頁)もこの点を明言しているが、 仮にこの裁判例を知らなかったとしても、条文を丁寧に読む癖をつけておけば、本問に第2項 は適用できないと気がつくはずである。そして、第2項が、課税関係の早期安定を旨として更 正の請求に期間制限を設けた第1項の例外として特に第2項各号の場合に限って、2ヶ月とい う短い期間での更正の請求を認めているのだと制度趣旨を素直に理解できれば、第1項の期間 制限内であれば第2項各号列挙の理由が生じたために税額が過大となった場合にも第1項で更 正の請求を認めてよいはずだ、と推論することはさほど難しくないであろう。本問ではここま での論述を求めているわけではないが、条文を正確に読む能力は、租税法の学習はもちろん、 実務においても必須であることに留意されたい。

設問2に関しては、「更正の請求」と根拠条文を挙げることができていない少数の答案が「不良」と評価され、更正の請求の理由を挙げているが不十分な答案(「課税所得がなかったことになる」等)が「一応の水準」、「課税要件事実の遡及的消滅」という私法と租税法の法的構造を正確に把握できている答案が「良好」、さらに国税通則法第23条第1項第1号の要件へのあてはめまでも行えていた答案が「優秀」と評価された。

< 設問3>

本設問では、Aが「本件売買契約の解除に伴い」得た違約金300万円の年度帰属と所得分類が問われているのであるが、本件違約金が損害賠償金ゆえに所得税法第9条第1項第18号に該当して非課税所得となる、と論じる答案が少なからず散見された。しかし、同号の非課税所得該当性は、損害賠償金という名目ではなく、受領者における損害の発生とその填補の存在(要するに、損害賠償の原因となった事実と合わせて考えれば受領者の純資産が増加していないこと)に拠っているとするのが確立した扱いであり、本問の違約金がこの要件を満たすとは考えにくい。

まず、所得分類については、一時所得(所得税法第34条第1項)か雑所得(所得税法第35条第1項)のいずれかであることはすぐに見当がつくと思われるが、これら所得分類の定義規定は、他のいずれの所得類型にも当たらないことを前提としているから、その点をまず確認しておく必要がある。特に本間では、300万円が一旦は手付金として交付され、令和5年3月に代金の一部に充当された、という事実関係があるので、この点をどう理解するかにも触れておく必要があろう。例えば、債務不履行によって売買契約は解除され、譲渡対価も原状回復として返還される一方で、買主の債務不履行による違約金が別途支払われたのであるから、これは「資産の譲渡」に起因する譲渡所得にはあたらない、と論じるのが一つの筋であろう。逆に「対価の一部として交付されたのであるから、譲渡所得である」とする答案も少数であるが見られたが、設問2で述べたように、少なくとも令和6年4月の契約解除後には、法的に成り立たない筋である。なお、利子所得(所得税法第23条)から山林所得(所得税法第32条)については、明らかに本間の事実関係には該当しないので、特段の検討は求めていない。

その上で、一時所得か雑所得か、ということになるが、本設問では、単発の売買契約の債務不履行解除による違約金であるから、「営利を目的とする継続的行為」とは言い難く、Aが労務や役務を提供した対価でもないことから、所得税法第34条第1項の要件を満たす、ゆえに一時

所得である、ということになる。一時所得についても、年度帰属は権利確定主義が基準となること(所得税法第34条第2項、第36条第1項)から、違約金についての権利が確定した時期を論じれば良いことになる。ここでも、素直な考え方をすれば、Aが、履行遅滞状態のBに対する請求を諦めて契約を解除し、解除の条件についての合意が成立した令和6年3月が、違約金を収受する権利の確定した時期ということになろう。

もっとも、少数ではあるが、①Bが履行遅滞状態に陥った令和5年9月時点で違約金としての権利が確定していたとの考え方、あるいは、②違約手付として300万円を受領した時点で損害賠償の予約としての性質を有しており、それが後にBの履行遅滞ないしAによる解除によって損害賠償金として具体化するも、その権利確定はAの管理支配下に収められた令和4年12月時点である、との考え方に立つ答案があった。いずれも、法律論としては、考えられない筋ではない。とはいえ、①に対しては、その時点ではまだAは残代金500万円の受領によって本件売買契約を完了させる意図だったのではないか、令和5年9月の約定日を徒過したら直ちに損害賠償金300万円を請求する意図であったというのは当事者の意思解釈として合理的か、との疑問を呈し得るし、②に対しては、令和5年3月に手付金300万円が代金の一部として充当されたこととの関係をどう説明するか(特に、もし設問1でこれを令和5年の譲渡所得の総収入金額に含めていたならばなおさらである。)、という疑問がある。これらの点にまで目配りして説得的な議論を展開していたごく少数の答案については、相応の評価を与えた。

設問3に関しては、単に非課税所得の問題とする答案、譲渡所得であるとする答案が「不良」と評価され、一時所得該当性には気づいているものの、その要件該当性の検討が不十分な答案が「一応の水準」、権利確定主義を前提に、本件違約金に係る権利が確定した時期を理由とともに論じることができている答案が、「良好」ないし「優秀」と評価された。

< 設問 4 >

設問4では、事業所得者が事業の遂行上生じた売掛金等の債権につき貸倒損失を被った際の処理を問うている。典型的な論点であり、大半の答案が、所得税法第51条第2項にふれることができていた。他方で、2割弱の答案が、第51条第2項ではなく第52条第1項(貸倒引当金)を挙げていたのは意外であった。「貸倒」という文言に引きずられたのかもしれないが、全く異なる制度である。なお、第51条第2項の適用を受けるためには、事業所得者であるだけでは足りず、「事業の遂行上生じた売掛金」の貸倒れであることが必要であるが、この点まで触れることができていたのは半数程度であった。

その上で、所得税法第51条第2項にいう「貸倒れ」の解釈を行い、本件の事実関係がそれに当てはまるかを検討する必要がある。「貸倒れ」の基準については、法人税法の判例であるが、興銀事件最高裁判決(最判平成16年12月24日民集58巻9号2637頁)が所得税法にも共通の基準を与えるものと考えられており、同判決が挙げた基準のうち特に、①金銭債権の全額が回収不能であること、②全額の回収不能が客観的に明らかであること、が本設問との関係では重要である。問題文中に「令和5年12月15日にはCの破産手続が終結し、本件債権の全額が回収不能であることが確定した」とあるから、これらの要件が満たされていることは明らかであるが、まず条文の基準を解釈に拠って明らかにした後に当てはめる、という手順が重要である。「貸倒れ」の意義についてまで論じられていた答案は3分の1強にとどまった。

なお、設問2の譲渡所得では過去年度の所得計算をやり直すのに対して、事業所得に係る貸倒 損失についてはそれが確定した年度の事業所得の必要経費として控除する扱いとされることが、 反復継続する事業所得の性質によるものであること、についても触れられるとなお高い評価が 与えられる。もっとも、この点にまで触れることのできていた答案はごく少数であった。日常 の学習において、「なぜこうなっているのか。」という疑問を持って掘り下げて調べたり考えた りしているか否かによって差がつくところだと思われる。

設問4に関しては、所得税法第51条第2項の問題と気づくことができていなかった答案が「不

良」と評価され、「貸倒れ」の意義や「売掛金」該当性に触れられていない答案が「一応の水準」、 これらの点にも適切に言及して事実関係に当てはめることができていた答案が「良好」、譲渡所 得の場合と対比して制度趣旨まで論及していた答案が「優秀」と評価された。

[第2間] (配点:60点)

<設間1>

設問1では、貸与型奨学金に係る債務の免除による経済的利益の供与を、使用者が給与等の支払と同視して行った源泉徴収の適否が問われている。答案には、源泉徴収の根拠規定に触れることなく、端的に、学資金として非課税所得に当たるから源泉徴収は誤りだとするものが少なからずあった。だが、先ずは使用者がどのような根拠で源泉徴収を行ったのかを考え、その適否を判断していくことが、論理的検討として求められる。

使用者が根拠としたのは所得税法第183条第1項であり、特に所得税法第28条第1項に規定する「給与等・・・の支払」があったと評価したものと考えられる。この給与所得該当性に関し、一般には、従属的・非独立的な就労の対価と言えるかが問われ、従来からこの意味での対価性は広く解されてきた。答案の中には、対価性を狭く解し、問題文の債務免除による経済的利益はこれに当たらない(よって、一時所得に係る総収入金額である)から、源泉徴収は誤りであるとするものも散見されたが、所定の就労条件を満たしてはじめて使用者から供与される利益であるという点を看過していないか。また一部の答案は、賞与に当たるか否か(所得税法第186条参照)に専ら焦点を当てて論じていたが、この点は問われていない。

検討の中心とすべきは、問題の債務免除益が、非課税とされる学資金(所得税法第9条第1項第15号)に該当するか否かである。まず、本問の債務免除益は、全額が授業料に充当された貸与型の奨学金に係るものであり、同号に言う「学資に充てるため給付される金品」と同視し得る。なお、「給与その他対価の性質を有するもの」は、非課税の対象外(一般に課税を受ける金品)とされるが、給与所得者の場合、同号柱書の括弧書きに規定されるとおり、更にその対象外として、(1)使用者から「通常の給与に加算して受けるもの」で、かつ、(2)同号に列挙された項目(役員が受ける学資金等)に当たらないものが、非課税所得となる。たとえ初見でも、このように同号を読み解いたことを記載して事案に当てはめれば、問題の債務免除益が非課税所得に当たるという帰結が得られ、「優秀」ないし「良好」な答案と評価され得る。だが、同号の内容を適切に把握・理解していない答案もあり、その場合は「一応の水準」という評価に留まることが多い。

残念だったのは、所得税法第9条第1項第15号の存在や、奨学金としての非課税所得該当性の問題に気付いていないと思われる答案が過半数を占めていたことである。その慈善的・公益的属性から、所得税法第9条第1項を参照することが促されるはずである。なお、非課税所得だから源泉徴収は正当化されないという点を条文に即してどのように説明するかは1つの論点であるが、非課税所得が所得税法「第28条第1項(給与所得)に規定する給与等」(所得税法第183条第1項)に当たらないという理解が示されている答案であれば十分である。

< 設問 2 >

設問2は、誤って過大に納付された源泉徴収税額(誤納金)相当額を巡る法律関係とそれを踏まえた回復の手段ないし根拠について問う問題である。設問1の難度がやや高いこともあり、設問2は、基本的な論点について、例外的状況といった「ひねり」もなく正面から確認する内容とした。国税通則法と民法にも跨がる理由付けを要するものの、最判平成4年2月18日民集46巻2号77頁に即した答案であれば、この設問に関し「優秀」ないし「良好」と評価され得る。なお、本設問で、納税者が利用し得る訴訟類型を解答させることは意図されていない。

解答の基礎となるべき事由は、B法人の源泉徴収義務とAの申告納税義務とは別個に存在し、 国と源泉徴収義務者(B法人)の法律関係と、B法人と本来の納税義務者(A)の法律関係も別個 に存在するという構成である(上記平成4年最判)。その上で、過大に納付された源泉徴収税額相当額を、AとB法人が各々どのような法的主張によって取り戻せるかの説明を求めている。答案の中には、源泉徴収が所得税法に従っていない旨を重ねて主張するものや、取り戻す対象を債務免除益自体であると誤解したもの、年末調整による精算の可否を論じるものなどがあり、これらは質問に答えていないことになる。問題文を注意深く読んでほしい。

B法人の過大納付額は誤納金であり、国税通則法第56条の「過誤納金」として、B法人は還付の請求が可能である。同条を挙げる答案は概ね「一応の水準」を満たしているが、全体の半数にも遠く及ばない。B法人は更正の請求(国税通則法第23条)ができるとする答案が多かったが、源泉徴収に関し納税申告書(国税通則法第2条第6号)は提出されないから、更正の請求はなしえない。誤納金は、公法上の不当利得として民法に従って回復される旨の答案もあったが、本間で、国税通則法第56条に代えて、敢えて民法を根拠にすべき事情は見出せない。次いで、Aは、確定申告に際し、過大徴収税額の控除を通じ、国との間で税額の精算を直接行うことはできない。その条文上の根拠となる「源泉徴収をされた又はされるべき所得税の額」(所得税法第120条第1項第4号)の解釈に言及できている数少ない答案は「優秀」という評価を得ている。Aが取り戻す根拠としてB法人の不当利得を挙げる答案がとても多かったが、Aは、B法人が国から還付を受けるまでもなく給与未払いに係る(一部)債務不履行を主張し得

総じて、優秀又は良好と評価し得る答案は期待よりずっと少なかった。学習範囲を限定するあまり、基本的な制度や著名な判例の基礎知識をも疎かにしていないか、再度確認してほしい。 <設問3>

る。

設問3は、法人税法上の減価償却費に関する損金算入の要件(法人税法第31条第1項)を巡る解釈適用上の論点を見出し、企業会計(会社法会計を含む)と私法上の評価の双方を考慮しつつ、課税のタイミングを左右する問題について、説得力ある検討を展開する力が試されている。

大部分の答案では、問題の生産用機械乙が減価償却資産(法人税法第2条第23号・同施行令第13条第3号)に該当することを指摘し、会社法上の利益計算で減価償却費とされる項目が、法人税法第22条第3項第2号の費用に該当することを前提としていた。だが、そこからさらに別段の定めである法人税法第31条第1項に言及できている答案(「一応の水準」に達している場合が多い)は、全体の半数程度にとどまる。むしろ直ちに公正処理基準に依拠し、会社法会計と同じ年度の損金算入を肯定する答案が目立った。他方で、会社法会計上の費用を法人税法が損金に算入するのは二重計上で認められない旨を指摘する答案が複数あった。所得計算の基本構造を正しく理解しないもので「不良」と言わざるをえない。なお、本問は、令和元年事業年度の損金算入の可否を聞いているので、令和2年事業年度の損金に算入されると言うのみでは不完全な解答であることを指摘しておく。

問題の事業年度において、注文者は、損金経理要件を満たし、不具合が続き引渡と所有権移転が未了(翌年度に完了)の状態ながら、その事業において利用を開始していることから、所得計算上も減価償却費を損金に算入し得ると言えるかが問われている。損金算入を否定する答案で、別段の定めにおける「事業年度終了の時に有する」や「取得」(法人税法第31条第1項)の要件は、所有権移転や引渡があった時に初めて満たし得るとするものは理解しやすく、「優秀」と評価し得る。その時までは「事業の用に供していない」(法人税法施行令第13条柱書括弧書き)ものと評価すべきとする答案も多く見られた。現に生産工程で利用されている事実と矛盾しないかは問われるものの、機械乙の「減価償却資産」該当性自体を否定する効果も踏まえて論旨に一貫性があれば、このような筋の答案も「良好」と評価され得る。なお、本間に関し参考になる裁判例として、名古屋高判平成4年10月29日行集43巻10号1385頁、東京高判平成30年9月5日訟務月報65巻2号208頁を挙げておく。

他に本問での答案では、所得税法と法人税法を混同するものや、条文の誤記と思われるものがあったので注意を促したい。なお、機械乙の減価償却費は原価(法人税法第23条第1項第1号)に当たるとする答案も若干数見られた。あり得る見方の1つであり、その場合は、問題文から会社(注文者)の利益計算上は減価償却費に計上されている点を含め、公正処理基準にも配意した説得力があるものかが問われる。

出題傾向と受験生の負担から、法人税法の学習は的を絞ったものになりやすいかもしれない。 だが少なくとも、法人の所得計算における基本的な制度に関する最低限の知識やその根拠規定 の在処を挙げられる程度には、学習範囲を維持しておくことが期待される。

< 設問 4 >

設問4は、相続による財産移転が絡む所得税法上の主要な問題の1つである取得費(所得税法第38条)の引継ぎ(所得税法第60条第1項第1号)に関連し、相続人の手元で生じる付随費用の扱いを問うものである。条文の文言と判例(最判平成17年2月1日訟務月報52巻3号1034頁)に基づき解答が可能で、基本的な学習を積んでいる受験生にとって、比較的平易な出題である。現に的を射た答案が多かったが、その一方で、判例に則した理由付けや条文の趣旨を全く考慮することなく、納税者Aの字義どおりの解釈を単に受け入れて逆の結論を導く答案が少なからずあり、「不良」と評価せざるを得ない。基本的な判例も押さえながら、条文に即して学習するという姿勢を常に維持していただきたい。

本問で問題となる所得税法第60条第1項第1号の適用対象は譲渡所得の金額の計算に限定されない一方で、取得費(所得税法第33条第3項、第38条第1項)は譲渡所得上の概念である。「優秀」答案は、問題のゴルフ会員権が資産に該当し、その譲渡による損失が譲渡所得上のものとなる点を明示的に確認した上で、所得税法第60条第1項第1号の解釈と適用により、取得費(資産の取得のための付随費用を含む)に変容が生じるのかを、判例に則して精緻に検討できていた。他方、その過程に不完全なところがあれば、その程度に応じて「良好」または「一応の水準」と評価される。なお、名義書替料が譲渡費用に該当するという筋の答案も幾つかみられた。主張としてはあり得るが、取得費に当たらない旨の説明を経なければ説得的とは言い難い。

他には、事案の分析に終始し結論が不明の答案や、損益通算に関する出題だとの誤解からか、 設問5の解答との重複ないし混乱が見られる答案が複数あった。いずれも当該設問あるいは設 間の全体をよく理解していれば避け得るミスであろう。

< 設問 5 >

設問5は、損益通算が制限される生活に通常必要でない資産の判定というオーソドックスな論点を扱っている。答案の多くが、この論点を的確に認識した上で記述されていた。なお、本問と関連する裁判例(東京地判平成10年2月24日判タ1004号142頁、仙台高判平成13年4月24日税資250号順号8884等)は、異論を許さないものではないが、参考にしてもらいたい。

損益通算は、不動産、事業、山林、譲渡の各所得に係る損失についてのみ、総所得金額等の計算上、「他の各種所得の金額から控除する」という制度である(所得税法第69条第1項)。よって、先ずは問題の損失が譲渡所得上の損失に当たることの確認を要する。本来、答案に明記して欲しい点だが、採点上は、設問4の答案からでも読み取れれば足りることとしている。

本設問の中心となる論点は、問題のゴルフ会員権が、生活に通常必要でない資産の一類型である「主として趣味、娯楽(中略)の目的で所有する資産」(所得税法施行令第178条第1項第2号)に該当するかである。このような資産に係る損失は、消費支出としての性格に照らし、あるいは帰属所得の非課税扱いとの見合いで、担税力の減殺要素として扱うのが適切でないが故に、損益通算が基本的に否定される。この点を指摘できた答案は、概して「良好」以上の評価を得ている。加えて、問題文で記載されるように、主観的には複合的な目的で所有する資産

について、どのような要素に着目して主たる所有目的を判定するべきなのかを、その理由と共に説明することが求められている。それらの丁寧な説明を踏まえて、本問の事実から結論を導く答案は、概して「優秀」の評価に繋がっているが、その数はとても少ない。むしろ上記施行令の定めを挙げて直ちに結論を述べるものが大半である。それでも、所有を維持する動機の比重のみから所有目的を判定することに対する問題意識が結論からでも読み取れれば、「一応の水準」には達し得る。だが、Aの値上がり期待という主観に単純に導かれる答案が少なくなかった。本問のゴルフ会員権は、ゴルフ場を優先的に利用する権利を表象するところ、Aは現に毎月ゴルフに興じているという客観的な事実を黙過してよいと考えるならば、その理由を説得的に述べる必要がある。なお、本設問は、所得税法第60条第1項第1号に鑑み、相続前の所有目的も考慮すべきかといった論点を内在している(相続直後の売却を想定されたい)。この点を踏まえた答案は僅かだが、より鋭い視点を持ったものとして評価される。

以上に追加して2点指摘しておきたい。1つは、時間の制約によると思われる不完全な記述が少なくなかった点である。冗長な記述を避けることも含めて、適切な時間配分の重要性は、ここで敢えて言うまでもない。所得税法第69条第1項及び第2項は、他の条文の参照や政令委任から成り、また否定形の要件を含むなど、やや複雑な構成である。このこともあってか、例えば、生活に通常必要でない資産に当たる点を論証した上で、損益通算できると結論付けるなどの矛盾を含む答案も散見された。いま1つは、条文の根拠に照らして知識を確認すると共に、条文の意味を事案に当てはめる基本の重要性である。複数の答案が、同条第1項に従い、給与所得は損益通算できないから損失の通算相手とはなりえない旨述べていた。同項の定め(所得税法第2条第1項第22号を含む)を読めば避け得る初歩的な誤解だが、答案全体への影響が大きく、評価は「不良」となる。

4 今後の出題について

本年は、第1問設問2、第2問設問2が国税通則法に関する問題、第2問設問3が法人税法に関する問題、その余が所得税法に関する問題であった。範囲としては、今後も所得税法からの出題を中心としつつも、法人税法や国税通則法の基本的事項からの出題が望ましいと考えられる。

内容としては、所得税法、法人税法、国税通則法に関する基本概念や制度に関する基本的な知識 (判例を含む)の有無及び程度、更にこれらの知識を利用して条文の文言を解釈し、当該条文を具 体的な事実関係に適用して結論を導くことのできる能力を試す問題が望ましいと考えられる。

5 今後の法科大学院教育に求めるもの

(1) 条文に即した基本的な概念や基本的な知識の習得

例年の採点実感で指摘しているところであるが、条文において用いられている基本的な概念の理解は必須のものである。今年度も、「(総)収入金額」、「権利確定主義」「(過)誤納金」「減価償却費」「取得費」「損益通算」といった用語の理解が問題となった。基本的な概念を習得する上では、単に教科書上の定義を暗記するだけでなく、判例の具体的事実関係にどのように当てはめられているか、まで目配りする必要がある。第1問で言えば「権利確定主義」の定義は(一応)書けていても、具体的な事案への当てはめが直前で述べた定義と整合しない、というような答案が見られたが、これでは概念が理解できていない、と評価せざるを得ない。

(2) 判例・裁判例の学習

上記(1)に加えて、少なくとも「3 採点実感等」で言及している最高裁判例を考慮しない答案 は基礎的な知識の欠如を示すものと評価せざるを得ない。また、他の裁判例も、学習上参照されることの多いものである。制度の基本を理解する際には、こうした裁判例にもできるだけアンテナを張り、批判的視点を維持しつつ、その理由付けから考え、学ぶ姿勢を維持してほしい。 判例・裁判例の学習に当たっては、抽象的な規範命題だけでなく、それが具体的にどのような

事案・法的問題に対する解釈として示されたものであったかを、併せて理解することが有用である。それによってはじめて、判例の規範を条文の文言との関わりで理解し、正確に読み取った事案に適切に当てはめて論理的に結論を導くという、基礎的な技能を伸ばすことができる。

(3) 条文読解・事実認定・当てはめに関する能力の習得

他の選択科目と比較しても、租税法は条文の多い分野であると思われる。その中では、第1問設問2(国税通則法第23条第1項)や第2問設問1(所得税法第9条第1項第15号)のように、その存在は知っていても、学習上は必ずしも触れる機会がなかったと思われる(その意味では「初見」に近い)条文の処理が求められることもある。これは租税法の実務においても同様である。そこで問われているのは、記憶力ではなく、たとえ初見の条文であっても、日本語として論理的に正確に解読した上で、要件と事実を一つ一つ冷静に当てはめて結論に至る能力である。そのような実践的な能力を涵養する上では、上記(2)で述べたように、主要な判例の学習において、適用条文と具体的事実との関係で判決文を正確に理解する癖をつけることが近道である。租税法は決して「暗記物」の科目ではない、ということはぜひ強調しておきたい。

さらに、例年指摘していることであるが、事実認定と当てはめに関する能力の習得は、租税法の学習においても極めて重要である。租税法、とりわけ、私的経済活動の成果である所得に課税する所得税法・法人税法において、私法上の概念・制度の理解が、課税要件規定の解釈・課税要件事実の認定に密接に関わる場面は多い。本年の出題では、第1問設問1の手付金の処理や、第2問設問3の「取得」要件の処理などがこれに当たる。条文を正確に読解し、課税要件として何が規定されているかを把握した上で、与えられた事実関係を法的に丁寧に分析して課税要件事実を抽出できている答案は高く評価されるが、これもまた、租税法の実務上求められる能力そのものである。

6 その他参考事項

租税法に限らず、答案の作成はコミュニケーションであり、何を問われているかを正確に把握し、必要な内容を誤解なく伝える答案が、必然的に高得点となる。上記「3 採点実感等」でも触れたように、設問文から自明な事柄に紙幅と時間を費やし、解答を求められている事項の論述が薄くなるようでは、本末転倒である。時間制限の中で、何が出題の勘所かを見極めて答案を構成する能力は、実務法曹としての起案能力にも直結する。一般論として出題者が何を求めているかについて、上記「5 今後の法科大学院教育に求めるもの」で述べたことが参考となれば幸いである。

解答時間が限られていることは理解しているが、問われている法的論点に対して論理的に飛躍のない丁寧な論述を心がけることはもちろんのこと、採点者が文意を読み取れる程度には丁寧な筆記にも意を払ってほしい。文字の巧拙が司法試験の評価の対象でないことは言うまでもないが、判読することが困難あるいは不能な文字による答案では、残念ながら正当な評価を行うことができない場合もあり得る。受験者においては、答案は他人が読んで採点するものであることを十分留意していただきたい。

令和6年司法試験の採点実感(経済法)

第1 出題の趣旨

別途公表済みの「出題の趣旨」のとおりである。

第2 採点方針

出題した二問とも、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「独占禁止法」という。)の規定の内容及びその趣旨の正しい理解を前提として、事業者の各行為が市場における競争にどのような影響を与えるのかを念頭に置いて問題点を的確に把握し、各要件に係る法解釈を必要な範囲で示した上、問題文に記載された具体的な事実関係を丹念に検討した当てはめができているか、それらが論理的、説得的に記述されているかという点を中心に評価しようとした。公正取引委員会のガイドライン等についての細かい知識を求めることはしていない。

1 第1問

第1問は、中部地区に所在する55の地方公共団体(以下「55団体」という。)による甲製品の指名競争入札の方法による発注に係る入札において、メーカー9社、Y社及び販売業者9社の各行為が独占禁止法第2条第6項に定義される不当な取引制限に該当し、同法第3条に違反するかについて、設問の事実関係の下で丁寧に検討するとともに、その違反行為の終期及び主導的事業者としてのY社に対する課徴金をどのように考えるかについて示すことを求めるものである。

まず、不当な取引制限の行為要件である「共同して」、「相互にその事業活動を拘束」することの要件の意義を示した上で、本件取決めによって、いかなる当事者の間で共同行為が成立しているか、どのような相互拘束が生じているかなどについて、設問の事実関係に基づいて、的確に規範に当てはめることができているかを評価の対象とした。

また、市場効果要件である「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」ことについて も、本件取決めによって影響を受ける市場を画定した上で、そこでの競争にいかなる影響が及 んでいるかを適切に分析し、競争の実質的制限が生じていることについて論理的に一貫した検 討ができているかを評価の対象とした。併せて「公共の利益に反して」の要件についても、適 切に評価することが求められる。

さらに、X2社による本件取決めからの離脱及び公正取引委員会の立入検査を契機とするY社による本件取決めに基づく行為の終了について、本件取決めの拘束力の観点から違反行為の終期について丁寧に評価、検討ができているかを評価の対象とした。

最後に、Y社が本問の入札談合において果たしている役割を適切に評価し、「違反行為の実行としての事業活動について指定」(独占禁止法第7条の3第2項第3号ロ)しており、Y社の行為が180件の供給調整を「容易にすべき重要なもの」に該当するかについても、設問の事実に基づいて検討し、適切な条文解釈を行っているかを評価の対象とした。

2 第2 間

第2問は、自己使用分を製造する高度医療機関を除いて、放射性医薬品 α の唯一の製造販売業者であった X 社が、新たに α の製造販売を開始した Y 社の経営方針(1)及び(2)に対応するために行った(a)ないし(c)の各行為について、独占禁止法上の問題点の論述を求めた問題である。

具体的には、X社の(a)ないし(c)の各行為について、①⑦不公正な取引方法(独占禁止法第19条、第2条第9項)の検討を中心に据える場合には、検討対象となる類型を的確に指摘した上、私的独占(独占禁止法第3条、第2条第5項)についても併せて問題になることに気付けているかどうか、②私的独占の検討を中心に据える場合には、上記各行為が排除行為に該当するか否かが問題となることに気付けているかどうか、②条文から導かれる(各類型の)行為要件及び効果要件(市場画定を含む。)に係る規範を定立した上で、各行為に係る具体的な事実関

係を丹念に検討した当てはめができているか、③各行為により生じる効果を個別的に検討するだけでなく、総合的に評価できているかを含め、論理的かつ説得的な論述が展開されているかを評価対象とした。

第3 採点実感等

1 第1間

(1) 出題の趣旨に即した答案の存否、多寡について

ア 適用条文の選択

ほとんどの答案が、本問の入札談合について不当な取引制限(独占禁止法第2条第6項、第3条)の問題であるとして適切に適用条文を選択していたが、ごく一部にY社の行為を 私的独占と捉えるものがあった。

イ 行為要件の検討

(ア) 「共同して」の検討

不当な取引制限に係る「共同して」の意義に係る規範の定立については、多くの答案で 適切に論じられていた。

他方で、本問の事案における共同行為の評価に当たり、メーカー9社とY社のみならず、販売業者9社も共同行為の当事者であると論じるものが想定よりも多かった。この点については、本間では、基本合意となる本件取決めがメーカー9社とY社の間で成立しており、販売業者9社はその当事者ではないこと、販売業者9社は入札資格を有しているものの、従前から甲製品に関して特に営業活動をしておらず、メーカー9社の指示に従って入札を行っているものであり、その売上から一定率のマージンを受領していたという関係にとどまっていたこと、本件取決めにおいても「メーカー9社は、各々、自らが指示する販売業者にその入札価格を提示させる」とされていることなどから、本件取決めの内容について、販売業者9社とメーカー9社及びY社との間の意思の連絡を認定できないことなどを指摘して、販売業者9社については、基本合意の当事者には当たらないことを論じることが求められる。しかしながら、このような事情を摘示して、的確に論じる答案は残念ながら多くはなかった。むしろ、具体的な事実に基づく論証をしないまま、販売業者9社との間でも黙示の意思の連絡があったと論じる答案が相当数に上った

(イ) 「相互にその事業活動を拘束」するの検討

「相互にその事業活動を拘束」することの意義に係る規範の定立については、多くの答案で適切に論じられていた。

ただし、相互拘束の内容として、Y社が本件取決めにおいて果たしている役割を分析の上で、Y社が卸売業者として取引に必ず入ることを確保してメーカー各社との間で基本合意をしており、これによる相互拘束が成立していること、また、メーカー9社は、相互間では価格調整の意思連絡を行わないが、中心的な役割を担うY社の指示に基づいてそれぞれが入札を行う点で、本来自由に行われるべき事業活動を相互に拘束していると評価できる点を、本問の事実に基づいて丁寧に評価している答案は多くはなかった。

ウ 市場画定及び効果分析

市場の画定に当たっての規範の定立は多くの答案において妥当であり、また、かかる規範に基づいて、本件取決めの対象となる地理的範囲とされている「55団体が指名競争入札の方法により発注する甲製品の供給市場」を検討対象市場とするものが多数に上っており、この点はおおむね適切に論じられていた。

また、効果要件である「競争の実質的制限」の意義についても、おおむね適切に規範が定立されていた。

その上で、この規範の当てはめとして市場分析を行うこととなるが、本間における具体的な事情、すなわち、本件取決めの内容を踏まえ、メーカー9社のシェアが9割を超えること、55団体での200件の入札のうち、本件取決めに基づく供給予定者が180件を落札しており、その余の20件もY社がアウトサイダーの入札価格を見誤ったためにすぎず、価格支配力が形成されていたと評価できること、などの事情を的確に評価して、本件取決めの実行によって上記市場において競争の実質的制限が生じていることを論じることが求められる。この点については、上記事情の全部又は少なくとも一部を摘示した上で、競争の実質的制限が生じていると論じている答案が多く、全体として適切な論述がなされているものが多かった。他方、「公共の利益に反して」の要件については、特に言及しない答案も散見された。

エ 違反行為の終期

違反行為の終期については、基本合意からの離脱及びその終了が認められるための要件に係る規範を的確に定立している答案は必ずしも多くはなかった。ただし、X2社の離脱の可否については、他社メーカーとY社に対して明確に離脱の意思表示をした時点をもって離脱を認めるとする答案がほとんどであり、X2社が独自の判断で入札した時点で離脱を認めるとする答案はほぼなく、この点では妥当な答案が多かった。

また、公正取引委員会の立入検査を契機として、Y社が以後本件取決めに基づく行為を行っていないとの設問の事情から、この時点で本件取決めに基づく共同行為が終了したとの点については、多くの答案が適切に論述していた印象である。

オ Y社に対する課徴金

Y社の違反行為に対する課徴金の算定については、本件取決めにおいてY社が果たしている中核的・主導的役割をどのように評価しているかが、評価の対象となる。この点、本件取決めにおいて、価格調整を担っているのは専らY社であり、メーカー9社が相互に意思連絡することを回避しつつ入札談合が成立する仕組みをY社が支えていることは明らかであることから、この点を的確に評価して、「違反行為の実行としての事業活動について指定」(独占禁止法第7条の3第2項第3号ロ)しており、Y社の行為が180件の供給調整を「容易にすべき重要なもの」に該当すると評価して、1.5を乗じるという加重をする条文の適用ができているかが問われる。この点については、一定数の答案において、この点を根拠条文とともに指摘できているものもあったが、全体としては、このようなY社の役割を検討していないものが多かった。

(2) 出題時に想定していた解答水準と実際の解答水準との差異について

大部分の答案が、不当な取引制限に関する適用条文を選択しており、この点では、出題時に 想定していた解答水準との間に差異はなかった。

行為要件の問題として、入札談合が成立する共同行為の範囲について、販売業者9社の当事者性をどのように評価するかが重要なポイントの一つであるが、この点について、本問の事案を踏まえて的確な論述をするものは多くなく、この点で出題時に想定した解答水準を下回った。また、Y社の位置付けを含めて、本問の入札談合の特徴的な構造を踏まえて、相互拘束がどのように成立しているかについて、事実を踏まえた論理的な論述を行う答案は必ずしも多くはなかった。

その上で、効果分析及び違反行為の終期の論述については、おおむね出題時に想定した解答 水準と異ならないものであったが、課徴金に関する条文適用の点については、Y社の役割を 的確に評価するものは多くはなく、この点で出題時に想定した解答水準をやや下回った。

(3) 「優秀」、「良好」、「一応の水準」、「不良」答案について

「優秀」な答案は、本件取決めに基づく行為について適切な適用条文を選択した上で、行為要件及び効果要件に関する規範の定立及び当てはめを的確に行っているものとした。

「良好」な答案は、適切な適用条文を選択しているが、設問のいずれかにおいて、行為要件及び効果要件に関する規範の定立に不十分な点があるか、事実関係の抽出に欠けるところがあるなど当てはめに不十分な点があり、「優秀」な答案には至らないと評価されるものとした。

「一応の水準」の答案は、このような「良好」な答案とされるために必要な要素のうち一つ 又は二つ程度を欠くものとした。

「不良」な答案は、いずれの設問においても、適切と評価できる適用条文を選択せず又は独 占禁止法上の規範を的確に定立せず、これに基づく各設問の事案に基づく的確な当てはめが できていないものとした。

2 第2問

(1) 答案構成の傾向等

まず、答案構成の傾向として、排除型私的独占の検討を中心に据えた上で充実した論述を行うことができている答案はほとんどなかった。 X 社の(a) ないし(c) の各行為について、不公正な取引方法のいずれかの類型の該当性を検討の中心に据えている答案が大半であり、さらに私的独占についても触れている答案が全体の3割程度見られた。

不公正な取引方法としての検討に際して、行為(a)については拘束条件付取引(不公正な取引方法の一般指定(以下「一般指定」という。)第12項)を、行為(b)については排他条件付取引(一般指定第11項)を、行為(c)については取引妨害(一般指定第14項)を、それぞれ検討対象として選択した答案が最も多かったが、他の類型の該当性を検討した答案であっても、その当該類型の選択が適切であれば、同様に評価している。例えば、行為(b)については、拘束条件付取引や単独の取引拒絶(一般指定第2項)を検討対象とした答案についても、当該類型の該当性判断が適切に論述されている限り、排他条件付取引を検討対象とした答案と同様に評価している。なお、取引拒絶を検討対象として選択した答案の一部に、一般指定第2項ではなく一般指定第1項を適示しているものが見受けられ、そのほとんどが「競争者と共同して」の要件の存在を意識していないものであった。

行為(a)及び(b)については、大半の答案が、適切な行為類型を検討対象として選択していた。 行為(c)については、時間切れにより検討に入れていない答案も若干見られたほか、行為(a) 及び(b)と同じ行為類型を検討するような答案も散見されたが、多くの答案が適切な行為類型 を検討対象として選択していた。

なお、多くの答案において、X社が不公正な取引方法及び私的独占の主体となる「事業者」 (独占禁止法第19条、第3条、第2条第1項)に当たることを意識した論述がなされてい た。

(2) X社の各行為の不公正な取引方法の該当性の検討について

ア 行為(a)及び(b)について

拘束条件付取引ないし排他条件付取引を検討対象とした答案の多くが、「拘束する条件をつけて」、「条件として」について規範を示した上で、一定の当てはめをすることができていた。また、各医療機関は、X社の間接の取引先であるところ、「相手方」の解釈に関係付けて、この点を意識した論述を行うことができている答案も一定数見受けられた。

拘束条件付取引、排他条件付取引ないし取引拒絶を検討対象とした場合、自由競争減殺(公正競争阻害性)を検討する前提として、市場画定が必要となる。市場画定の基本的な考え方については、ほとんどの答案が一定の規範を示すことができていたが、問題提起の仕方や当てはめの精度において、差がついたように見受けられた。本間では、 α は製造後に利用できる時間が短く、1つの製造拠点から配送可能な範囲に限界があるため、X社もY社も、日本全国を同じ12の地域に分割し、各地域内に製造拠点を設けているという点が重要になるところ、この点に触れることなく、市場の地理的範囲を日本全国などと安易に結論付けるような答案も散見された。

X社が有力な事業者であることは、行為(a)及び(b)により自由競争が減殺されたことを基礎付ける重要な事情の1つであるところ、設問の事実関係に基づいて、この点を的確に論述できている答案は少なかった。また、行為(a)により、Y社は、両地域において、Zを通じた供給を断念せざるを得ず、より費用のかかる自社供給を余儀なくされたこと、行為(b)により、両地域内の医療機関において、Y社から α を購入することを断念するものも多かったことなど、自由競争が減殺された状況が現に生じたことを的確に指摘できている答案も少なかった。

行為 (a) 等に正当化事由がないことを簡潔に指摘する答案は多かったものの、 α の公平な配分には全国一律の価格が必要であるという X 社の言い分が、正当化事由に当たらない理由を的確に指摘できている答案は少なかった。

イ 行為(c)について

取引妨害を検討対象とした答案の一定数は、行為(c)が取引妨害に当たるとの結論を指摘するにとどまるものとなっており、行為要件を丁寧に当てはめている答案は全体の2、3割程度にとどまっていた。特に、Y社が、X社の「競争関係にある他の事業者」に該当するか否かを判断するに当たり、X社が γ の販売を行っていないという事情に触れている答案はわずかであった。

一定数の答案が、行為(c)によって、新型 γ 及びY社製 α の販売がY社の想定水準を下回り、競争者排除型の自由競争減殺効果が生じた旨を指摘していた。ただし、行為(c)は、検査等を行わず、明確な根拠もなく、Y社の事業活動を妨害するものであって、競争手段の不公正さを肯定することができるが、この点を指摘できている答案は少なかった。

(3) 排除型私的独占の該当性の検討について

排除型私的独占を検討した答案のうち半数程度が、「排除」の意義について、おおむね適切な規範を提示した上で、不公正な取引方法の該当性についての検討部分を引用して、「排除」に当たる旨を指摘できていた。

また、排除型私的独占を検討した答案のうち3割程度が、「競争を実質的制限」の意義についても、おおむね適切な規範を提示した上で、不公正な取引方法の該当性についての検討部分を引用して、「競争を実質的制限」に当たる旨を指摘できていた。行為(a)ないし(c)それぞれの排除効果を総合的に評価できている答案はわずかであった。

(4) 全体的な印象について

出題時には、排除型私的独占の検討を中心に据えた上で充実した論述を行うことができている答案も一定数はあるものと想定していたが、答案を採点した結果、上記(1)のとおり、そのような答案はほとんどなく、X社の(a)ないし(c)の各行為について、不公正な取引方法を検討の中心に据えている答案が大半であり、さらに私的独占についても触れている答案が全体の3割程度見られるという状況であった。

論じることが可能な事項が比較的多い問題であったからか、行為(a)や(b)の分析が答案の大半を占めるなどバランスを欠いた答案や、行為(c)や私的独占に関する検討が完了していなかったり、極めて簡潔な論述にとどまっている答案も散見された。また、問題となる要件について、おおむね適切な規範を提示できている場合であっても、問題文で示されている事実関係に即した適切な当てはめができていない答案は少なくなかった。

独占禁止法の論点についての基礎的な知識は習得しているとみられるものの、それを論理的、 説得的な文章によって表現する力が著しく不足しているとみられる答案も散見された。

(5) 「優秀」、「良好」、「一応の水準」、「不良」答案について

ア 行為(a)ないし(c)の全てについて、不公正な取引方法の適切な類型を検討対象として選択した上、各類型の行為要件及び公正競争阻害性について、規範定立及び当てはめを的確に行うとともに、その検討結果を活用して、私的独占該当性も肯定できる旨を相応に論述し

ている答案等は、「優秀」と評価した。

- イ ①私的独占該当性の検討を欠いているものの、不公正な取引方法の検討は上記アの水準に達している答案、②行為(a)ないし(c)の全てについて、不公正な取引方法の適切な類型を検討対象として選択した上、各類型の行為要件及び公正競争阻害性について、規範定立及び当てはめをおおむね的確に行うとともに、その検討結果を活用して、私的独占該当性も肯定できる旨を相応に論述している答案等は、「良好」と評価した。
- ウ 行為(a)ないし(c)のうち1つの行為について、検討対象として選択した不公正な取引方法 の類型が不適切である答案、規範定立や当てはめの一部は不十分であるものの一応の水準 の論述がなされている答案等は、「一応の水準」と評価した。
- エ 行為(a)ないし(c)のうち複数の行為について、検討対象として選択した不公正な取引方法 の類型が不適切である答案、規範定立や当てはめの相当部分が不十分な答案等であって、 上記ウの水準に達しないものは、「不良」と評価した。

第4 今後の出題について

今後も、独占禁止法を中心とする経済法分野の法令の条文及び基礎的な知識の理解を前提として、事業者の行為が市場の競争にどのような影響を与えるかなどを具体的に分析・検討し、その結果を論理的、説得的に論述する能力を評価できるような問題を出題していくという方向性に変わりはないと考えられる。

第5 今後の法科大学院教育に求めるもの

本年度の経済法の問題も、特に細かな知識を求めるものではなく、条文及び基礎的な知識を手掛かりとして規範を定立し、問題文の事実関係から重要な事実を拾って当てはめ、説得的な論述を展開することによって、「良好」以上の水準の答案を作成することができるようなものとなっていたように思われる。他方で、「一応の水準」以下にとどまった答案は、当てはめが不十分であったり、論理的かつ説得的な論述という観点で不十分なものが多く、司法修習生の最低水準に達していなかったという印象である。これらの能力を涵養する上では、基礎的な知識の習得を前提とした上で、レポート作成、ディスカッション、自主学習の指導等を通じて、その知識を活用し、その活用した結果を検証して改善を図るような教育機会を一層確保するよう努めていただけると幸いである。

1 出題の趣旨について

既に公表した出題の趣旨のとおりである。

2 採点方針等

(1) 第1問

本問は、特許発明の技術的範囲の属否、無効の抗弁の成否、新規性喪失の例外及び通常実施権許諾契約に違反して製造された製品の販売行為と侵害の成否についての理解を問うものである。採点に当たっては、設例から論点を的確に抽出し、関連する条文を丁寧に拾い上げ、各論点について、解釈論を説得的に展開し、本問の事実関係に適切に当てはめられているか否かに応じて、優秀度を判定した。

ア 設問1

小問(1)については、特許発明の技術的範囲は、特許請求の範囲の記載に基づいて確定すること (特許法第70条第1項)が原則であるが、本件明細書の記載や出願経過においてXが提出した意見書の内容に照らして、本件発明の技術的範囲を本件特許請求の範囲の文言通り確定してよいかという問題の所在を指摘した上で、Xの意見書という出願経過の参酌について論じている答案を「一応の水準」とした。その際、出願経過の参酌の位置付けは、特許発明の技術的範囲を限定するもの、又は、侵害訴訟における特許権の行使を阻止するY1の抗弁のいずれでもよいが、出願経過の参酌については、条文上の根拠がないのであるから、その根拠を示した上で、本問に当てはめている答案を、その内容に応じて「良好」又は「優秀」と評価した。

小問(2)については、無効の抗弁(同法第104条の3第1項)の成否を判断する前提として発明の要旨を認定する必要があり、最判平成3年3月8日民集45巻3号123頁【リパーゼ事件】によれば、発明の要旨は、特段の事情のない限り、特許請求の範囲の記載に基づいて認定されることを踏まえ、本問の事実関係に照らして発明の要旨を認定した上で、本件出願の6か月前に公表された論文に基づく新規性喪失(同法第29条第1項第3号)を無効理由(同法123条第1項第2号)とする無効の抗弁の成否について論じている答案を「一応の水準」とした。さらに、明細書の参酌が許される特段の事情を詳しく論じている答案、サポート要件(同法第36条第6項第1号)違反や実施可能要件(同条第4項第1号)違反の無効理由の存否について論じている答案を、その内容に応じて「良好」又は「優秀」と評価した。

小問(3)については、考えられるXの主張及び本件出願時の手続として、新規性喪失の例外(同法第30条第2項)及び書面の提出(同条第3項)について論じている答案を「一応の水準」とした。その上で、本件出願の9か月前の論文発表に対する新規性喪失の例外の適用の問題とは別に、本件出願の6か月前の論文発表による新規性喪失の有無について論じている答案は、その内容に応じて「良好」又は「優秀」と評価した。

イ 設問2

設問 2 については、X としては、Y 3 による Y 2 製品の販売が業としての実施(同法第 2 条第 3 項第 1 号、第 6 8 条)に当たること、Y 2 が本件契約の最高数量制限に違反して製造する行為は本件特許権を侵害するため、Y 3 による販売行為も侵害に当たること、したがって Y 3 に対する Y 2 製品の販売停止請求が可能であること(同法第 1 0 0 条第 1 項)を主張すべきこと、これに対して、Y 3 としては、最高数量制限違反は債務不履行にとどまり、Y 2 の製造行為は特許権侵害に該当しないため、通常実施権者 Y 2 による譲渡により特許権は消尽すること、したがって Y 3 に対する Y 2 製品の販売停止請求は認められないことを反論す

べきことを述べた上で、最高数量制限についてのY3の善意や最高数量制限内外のY2製品の区別困難性といった本間の事実関係を踏まえて、自説を論じている答案を「一応の水準」とした。自説の結論は、販売停止請求の肯定又は否定のいずれであってもよい。その上で、通常実施権許諾契約に違反する行為が債務不履行にとどまるのか、特許権侵害にも該当するのか、について詳しく論じている答案、消尽の趣旨に照らして特許権侵害の成否を詳しく論じている答案、自説と異なる立場への反論も示した上で自説をその論拠とともに詳しく論じている答案については、その内容に応じて「良好」又は「優秀」と評価した。

(2) 第2問

本問は、建築及びその玄関ホールに展示されている絵画を素材に、著作物性、改築や写真販売の著作権法上の評価(権利制限を含む)及び著作権や著作者人格権の侵害が肯定された場合の救済等についての理解を問うものである。採点に当たっては、設例から論点を的確に抽出し、関連する条文を丁寧に拾い上げ、各論点について解釈論を説得的に展開し、本問の事実関係に適切に当てはめられているか否かに応じて、優秀度を判定した。

ア 設問1

A図書館の著作物性(著作権法第2条第1項第1号)及びその著作権のBへの帰属(同項第2号、第17条第1項)について、事案に即した当てはめをした上で、改築行為の複製該当性や公開の美術の著作物等の利用に係る権利制限(同法第46条柱書)に触れている答案を、「一応の水準」とした。その際、A図書館が観賞性と実用性を併有しており、いわゆる応用美術と同様の問題をはらんでいることや、建築の著作物を建築により複製(同条第2号)していること等について十分に意識された答案は、その内容に応じて「良好」又は「優秀」と評価した。

イ 設問2

小問(1)については、絵はがき β の印刷が複製権(同法第21条)、その販売が譲渡権(同法第26条の2第1項)の侵害に当たり得ることを指摘した上で、公開の美術の著作物等の利用に係る権利制限(同法第46条柱書、同条第4号)との関係を論じており、BからDへの請求として、差止請求(同法第112条)と損害賠償請求(民法第709条)について指摘している答案を、「一応の水準」とした。その際、著作権法第46条第4号が美術の著作物のみを挙げ、建築の著作物を挙げていないことを指摘し、本問との関係を分析しており、また差止請求の具体的内容として、絵はがき β の印刷・販売の停止請求(同法第112条第1項)とその在庫の廃棄請求(同条第2項)とを区別している答案は、その内容に応じて「良好」又は「優秀」と評価した。

小問(2)については、Cの主張として、絵画 α が著作物(同法第 2 条第 1 項第 1 号)であり、Cがその著作権者(同項第 2 号、第 1 7 条第 1 項)であることや、Dの行為が絵画 α の複製物の譲渡に当たることを適切に述べており、また、これに対抗するDの主張として、著作物の類似性の否定(表現上の本質的特徴が直接感得できないこと)や、付随対象著作物の利用に係る権利制限(同法第 3 0 条の 2)及び公開の美術の著作物等の利用に係る権利制限(同法第 4 6 条柱書、同条第 4 号)等について指摘している答案を、「一応の水準」とした。その際、これらの主張の妥当性の問題として、例えば付随対象著作物の利用に係る権利制限については、軽微性や正当範囲(同法第 3 0 条の 2 第 1 項)を、また公開の美術の著作物等の利用に係る権利制限については、屋外恒常設置に当たるか(同法第 4 6 条柱書)や、専ら美術の著作物の複製物の販売を目的としていたか(同条第 4 号)を、それぞれ本間の事実関係を踏まえて適切に検討している答案は、その内容に応じて「良好」又は「優秀」と評価した。

ウ 設問3

同一性保持権(同法第20条第1項)侵害を理由とした撤去工事の予防請求(同法第112 条第1項)の可否について、A市の市長の意向に基づく改変が建築物の増改築等(同法第2 0条第2項第2号)に当たるかを論じている答案を、「一応の水準」とした。その際、実用目的との調整という同号の趣旨に照らして本件への当てはめを丁寧に行った答案は、その内容に応じて「良好」又は「優秀」と評価した。

3 採点実感等

(1) 第1問

ア 設問1 (特許侵害訴訟における特許発明の技術的範囲、無効の抗弁、新規性喪失の例外)

設問 1(1)に関して、特許発明の技術的範囲は特許請求の範囲の記載に基づいて定めなければならない(特許法第 70条第 1 項)という原則については理解していると見られる答案が多かった。また、結論として、多くの答案が Y 1 製品について、本件発明の技術的範囲に属さないと記述していたが、その根拠としては同法第 7 0 条第 2 項を挙げて、明細書の記載のみを理由として限定解釈するというものであり、出願経過の参酌について、根拠を示しつつ論じている答案は少なかった。

設問 1(2)に関して、無効の抗弁の成否の前提として問題となるのが「特許発明の技術的範囲」ではなく「発明の要旨認定」であることについて意識している答案は少なく、これについて意識した上で最判平成 3 年 3 月 8 日民集 4 5 巻 3 号 1 2 3 頁【リパーゼ事件】を踏まえて記述するものは更に少なかった。また、記載要件に言及する答案としては、明確性要件違反を挙げるものが比較的多く、サポート要件や実施可能要件について挙げたものはごくわずかであった。本問で問題とすべき記載要件はサポート要件や実施可能要件であり、記載要件についての基本的理解が十分でないと感じた。

設問 1 (3)に関して、ほとんどの答案が新規性喪失の例外の論点を指摘できていたが、その効果は出願日を遡及させるものではないため、本件出願の 6 か月前に公表された論文との関係で依然として新規性喪失の有無が問題となることを論じているものはごくわずかであった。

イ 設問2 (最高数量制限に違反して製造された製品の販売行為についての侵害の成否)

特許権侵害(販売停止請求)を肯定する立論と否定する立論の双方を示した上で、本問に明記された事実関係を用いながら、自説を説得的に論じることを期待したが、相当数の答案は、双方の立論を示すとともに、本問の事実関係を用いていたものの、通常実施権許諾契約における最高数量制限違反が債務不履行にとどまるのか、特許権侵害にも該当するのか、という問題の所在を正確に述べている答案は、期待したほど多くはなかった。また、肯定説に立つ答案においては、通常実施権許諾契約違反であっても、例えば実施料不払いについては債務不履行にとどまると一般に解されているところ、最高数量制限違反が特許権侵害に該当する理由を明確に論じているものは少なく、さらに、Y3の善意やY2製品の区別困難性といったY3側に有利に働き得る事情をどのように考慮するのかについての検討が不十分な答案も散見された。

他方、否定説に立つ答案においては、消尽の2つの根拠についてはおおむね理解されていたものの、消尽を認める場合において特許権者Xの利益を保護する方策(例えば、Y2に対する債務不履行責任の追及)に一切言及しないものや、最高数量制限違反は特許権侵害に該当するため、消尽しないと解した上で、消尽に代わる何らの法的根拠を示さずに本間の事実関係のみを摘示して侵害を否定するものも散見された。本間においては、特許権者の利益、取引の安全、被疑侵害者の主観的事情の扱い等の多様な観点から、特許権者の利益と取引の安全のいずれの要請を重視するかについて検討する必要があり、どのような結論であれ、いかなる理由でいずれの要請を重視するのか、また、それとは異なる立場を採用しない理由は何か(反論の提示)を示すことが望まれるが、上記の二つの要請に目配りしながら説得的な論述を展開している答案は少なかった。

(2) 第2問

ア 設問1 (建築の著作物の著作物性及び著作権侵害の成否)

本問においては著作権侵害の成否が問われている以上、権利の発生(著作物性)、権利の帰属(著作者性・著作権の帰属)、侵害の成否(侵害行為の評価・侵害される著作権の特定・権利制限規定の適否)について条文を摘示しつつ論じるべきところ、記述が不十分であるために評価を得られない答案が少なくなかった。

建築物としてのA図書館の著作物性について、多くの答案は、建築物の実用性を踏まえた論述をしていた。ただし、著作物性の根拠条文として著作権法第10条第1項第5号のみを挙げ、同法第2条第1項第1号を挙げない答案が多く見られた。

イ 設問2 (支分権の効力、著作権侵害に対する救済内容、権利制限)

設問 2(1)に関して、支分権該当性を論じるに当たり、法定利用行為の特定が曖昧な答案が多かった。また、請求の具体的な内容として、絵はがき β の印刷・販売の停止請求、絵はがき β の在庫の廃棄請求、及び損害賠償請求の3つ全てを挙げ、かつ、各根拠条文を正確に指摘できた答案は少なかった。

設問 2(1)に関して、比較的多くの答案が公開の美術の著作物等の利用に係る権利制限(同法第46条)について検討していたが、そのうちの少なくない答案が、同法第46条第4号に建築の著作物が掲げられていないことをどのように考えるのかについて示すことなく同号該当性を肯定していた。このほか、適法引用(同法第32条第1項)について検討している答案も散見されたが、問題文に示された事実関係により適した権利制限規定がある場合には、そちらの検討を優先するべきである。

ウ 設問3 (同一性保持権侵害)

A図書館の著作者人格権がBに帰属していることに言及する答案は、ほとんどなかった。著作権法第20条第2項第2号については、多くの答案がこれに言及し、改築(屋根の一部撤去)の理由が建築物の実用面とは無関係なものである点について検討できていた。Bの請求については、単に「差止請求」とだけ述べる答案が散見された。同法第112条第1項の条文に則して、侵害行為の「予防」請求として撤去工事の中止を請求する旨を正確に記述できていた答案は少なかった。

4 今後の出題

今後も、特許法及び著作権法を中心として、条文、裁判例及び学説の正確な理解に基づく、事案 分析力、論理的思考力を試す出題を継続することとしたい。より詳細には、次のとおりである。

法務省ウェブサイト(注)において公表している「平成18年から実施される司法試験(選択科目)における具体的な出題のイメージ(サンプル問題)」の「[新司法試験サンプル問題(知的財産法)]」中、「出題の趣旨」として、特許法及び著作権法の一定の規定「を中心として出題する」との記述がある。同サンプル問題は、平成16年に作成されたものであり、その後から今日に至るまで、特許法も著作権法も法改正が繰り返され、その結果、新たに追加された重要な規定が上記の記述に含まれない一方、章・節・款で指定されていた範囲に当時存在していなかった規定が含まれることになっており、上記の記述から受ける印象は当時と今日とで相当に異なっている。

もっとも、これまでの司法試験において、おおむね上記の記述と乖離しない範囲で、侵害訴訟に

おいて対立する当事者間の攻撃防御にとって重要な事項を中心に出題がなされてきた。作問にあたっては、そのときどきの立法・実務・学説を前提として、法曹になろうとする者に求められる重要な事項から出題すべきであり、現にそのような出題がなされてきたところであるが、他方で、動きの激しい知的財産法の分野において、受験者の予見可能性をある程度担保し、過度な負担を課さないことにも配慮が必要であろう。

以上のことから、今後においても、これまでの出題の蓄積に留意しつつ、そのときどきの立法・ 実務・学説を前提として、法曹になろうとする者に求められる重要な事項から出題することとする。 法改正により規定が新設された場合には、これまでの出題の蓄積から想定が可能な範囲内のもので あれば、そのような規定の理解を問う出題をすることはありうるものとする。

(注) 法務省ウェブサイト

https://www.moj.go.jp/jinji/shihoushiken/shiken_mon-kentou_sample_index02.html

5 今後の法科大学院教育に求めるもの

本年は、昨年同様、重要な条文及び基本的な論点に関する知識、論理的思考力及び論述力を問うとともに、論点を的確に把握し、問題文に記載された事実から論点に関連する事実を抽出し、事案に即した結論を導く力を問うような出題を心掛けた。

しかし、基本的な論点を見落とし、関係のない論点について冗長に論じている答案、論点には言及されていても、論点の内容についての理解が不十分な答案、条文が適切に引用されていない答案、重要な条文や概念について正確な理解をしていない答案、論点に関連する著名な裁判例を意識していない答案や理解が不正確な答案、事案の分析が不適切な答案、問題文に提示された事実の中から必要な事実を過不足なく拾い上げようとする姿勢の見られない答案、問題文の事実をただ並べたのみで、それらが条文のどの要件に対応し、どのように評価されるかを述べていない答案が目に付いた。

今後の法科大学院教育には、引き続き、基本となる条文解釈の重要性を意識させ、こまめに条文を確認して学習する習慣を身に付けさせる教育、基本的な論点を偏りなく学ぶとともに、各論点について、どの条文のどの要件について問題となるのかなどの基本を踏まえた上で、深く分析することに力点を置いた教育を行うことが期待される。また、飽くまで法科大学院は実務家を養成する教育機関なのであるから、重要と目される裁判例、少なくとも最高裁と知財高裁大合議の判断については、先例性の観点から一定の重点を置いた教育が行われることが望ましい。本科目に関しても、訴訟を念頭に置いた上で、具体的な法律上の権利に基づく請求権を特定することが重要であり、また、考えられる請求ないし反論が問われている場合においては、訴訟代理人として主張する場面を想定して網羅的な記述を徹底することが望まれる。加えて、特許法及び著作権法の体系的知識を踏まえた上、条文の趣旨目的に遡り、事実関係を良く分析して、問題となる論点を的確に把握し、バランスの良い結論を導き、これを的確かつ説得的に論述できるように、より実践的な指導を期待したい。

令和6年司法試験の採点実感(労働法)

1 出題の趣旨・狙い等

公表済みの「出題の趣旨」のとおりである。

2 採点方針

採点に当たっては、各問の事例の具体的な事実関係に即し、設問が求める法的検討・論述に必要な論点を的確に抽出できているか、関係する法令、判例及び学説を正確に理解し、これを踏まえて各論点について論理的かつ整合性のある法律構成及び事実の当てはめを行い、適切な結論を導き出しているかを基準とした。

出題された事例の事案のポイントを正確に把握し、紛争の解決や法的検討に必要な論点を的確に取り上げた上、その論述が期待される水準に達している答案には、おおむね平均以上の得点を与えることとした。各論点について関連する法規定や法原則の趣旨に遡った論証を展開し、当てはめにおいて必要な事実を過不足なく摘示し、あるいは、着目すべき当該事例の特徴的な事実関係を適切に読み取って必要な分析・検討を行っているなど、特に優れた事例分析や考察が認められる答案には、更に高い得点を与えることとした。

なお、答案の中には、極めて小さな文字で書かれてあるものや、非常に乱雑で文字の判読が困難なものもあった。この点は、過去の採点実感においてもこの項で繰り返し指摘してきたところであり、再度指摘しなければならないことは残念である。文字の巧拙が得点そのものを左右するわけではないが、相手に伝えるために書くものであることを意識し、できるだけはっきりとした読みやすい文字で丁寧に答案を作成することを強く望みたい。

3 採点実感等

(1) 第1間について

本問は、割増賃金請求の当否、賞与請求の当否、退職金全額請求の当否という三つの設問について、それぞれ、管理監督者性、賞与の支給日在籍要件、懲戒解雇の場合の退職金不支給という個別的労働関係法における基本的な論点の検討を求めるものである。

設問1においては、まず、Xの請求の当否を検討するに当たり、Xが法定労働時間(労働基準法第32条)を超えて業務を行う日があったが、XはY社の上位スタッフ職であり管理監督者として扱われていることから、深夜の割増賃金を除き、時間外手当の支給を受けていなかったという前提事実を確認する必要がある。その上で、仮にXが労働基準法第41条第2号にいう管理監督者に当たらないとすれば、Y社は法定時間外労働についての割増賃金(労働基準法第37条)をXに支払わなければならないことになるとの問題状況を指摘し、同号の管理監督者性の意義を論述する必要があった。論拠となる制定法の条文を指摘することは、法的論証の基礎であり、これまでの採点実感においてもこの点が繰り返し指摘されたにもかかわらず、本間において同号の摘示がなかった答案が一部に見受けられた。基本的な条文を確認する重要性を改めて指摘したい。

同号の「監督若しくは管理の地位にある者」の意義について、行政解釈は、労働条件の決定その他労務管理について経営者と一体の立場にある者であり、名称にとらわれず、実態に即して判断すべきであるとし、下級審裁判例も、基本的に行政解釈と同様の考えに立ち、①職務内容、権限及び責任の重要性、企業全体の重要事項への関与、②勤務態様が労働時間規制等に対する規制になじまないものか、③賃金等における管理監督者の地位にふさわしい処遇、といった点を考慮し、管理監督者性を判断しているところ、本問においては、これらの点を踏まえ、同号

の趣旨に遡って適切な規範を定立することが求められる。

答案の一定数は、このような行政解釈や下級審裁判例を意識しつつ規範を定立した上で的確に 事例を当てはめていたが、同号の趣旨に触れないものや、適切な規範を定立することができて いないもの、単に条文の文言と事例を引き写して結論を得ようとする答案も少なからず見られ た。行政解釈や下級審裁判例に関する背景・趣旨を含む基本的理解が不十分であると推察され る。基本的な行政解釈や裁判例の知識とその理解は、法曹にとって必須であり、規範を定立し てそれに事実関係を当てはめるという法的思考も、法曹にとって不可欠であることは言うまで もない。

先に述べた判断枠組みは、指揮命令の系統(ライン)上の管理監督者について形成されたものであるが、本事例においては、Xがスタッフ管理職とされているので、同様の判断枠組みによることが相当か、更に検討することが求められよう。職能資格などの待遇上、管理監督者に該当する管理職者と同格以上に位置づけられる者であって、経営上の重要事項に関する企画立案等の業務を担当する者は同様に管理監督者といえると考えられ(昭和63年3月14日基発150号参照)、この点を意識して論ずることができている答案については、相対的に高い評価を与えた。

設問2においては、まず、当事者間の規範の内容の確定が必要である。Xが請求したいと考える賞与の法的根拠については、Y社就業規則にその規定があるところ、これが合理的な労働条件であって労働者に周知させていた場合には、当事者間の規範となる(労働契約法第7条参照)ということに触れる必要がある。当事者間の規範の内容の確定に当たり、まず就業規則を検討することは、法律実務家に求められる基本的な思考といえ、このような検討を欠く答案が少なくなかったことは、残念である。

その上で、Y社就業規則第50条は、賞与支給日に在籍し、かつ、評価対象期間に勤務していた者に賞与を支給する旨を規定する一方、Xは評価対象期間中に勤務していたが賞与支給日に在籍していなかったため、令和6年7月分の賞与を受けなかったという問題状況を的確に指摘した上で、このような賞与の支給日在籍要件の合理性を論ずる必要がある。この点に関し、事例に「懲戒解雇されたことは承服している」とある以上、本問においては懲戒解雇の効力を争うことを基本的に想定していないと解すべきところ、そのように理解せず、懲戒権の濫用に関する論証に終始した答案が散見された。

最高裁判所は事例判断であるが、支給日在籍要件の定めが合理性を有し、支給日前に退職した者に賞与請求権は発生しないとしており(大和銀行事件・最判昭和57年10月7日裁判集民137号297頁)、他方、最近の下級審裁判例には、私傷病により支給日前に死亡した者の賞与請求を、支給日在籍要件の規定にかかわらず認容したものがある(医療法人佐藤循環器科内科事件・松山地判令和4年11月2日労判1294号53頁)。こうした判例等を踏まえ、支給日在籍要件の合理性・懲戒解雇された者に対する適用の当否を検討することが必要であるが、判例の基本的な理解が不十分であるのか、そもそも支給日在籍要件の合理性が問題となることを指摘できていないものや、その合理性を指摘せずにY社就業規則第50条ただし書の「やむを得ない事由」の問題であるとして論述するものも少なくなく、本問を正確に検討できている答案は、想定していた以上に多くなかった。日頃の判例の学習においては、判示内容だけでなく、問題とされた事例も含めて理解することが重要であり、実際の事例に即して論点を見抜く力を涵養してほしい。

設問3においても、まずは当事者間の規範の内容を確定することが必要である。Y社就業規則には、Xが請求したいと考える退職金に関する規定があることから、これが合理的な労働条件であり労働者に周知されていた場合には、当事者間の規範となる(労働契約法第7条参照)こ

とに触れた上で、Y社就業規則第54条が、懲戒解雇された者には、退職金の全部又は一部を支給しないことがある旨規定していることを踏まえて、同規定の合理性と本事例への適用の当否について論述する必要がある。この点に関し、同業他社に就職した者の退職金の支給額を自己都合による退職の場合の半額と定める退職金規則について合理性がないとはいえないとした判例(三晃社事件・最判昭和52年8月9日集民121号225頁)や、職務外の非違行為が強度な背信性を有するとまではいえない場合であっても、常に退職金の全額を支給すべきであるとはいえないとして、退職金の一定割合を支給すべきであるとした裁判例(小田急電鉄(退職金請求)事件・東京高判平成15年12月11日労判867号5頁)を意識しつつ、前記の不支給規定の合理性や退職金全額不支給の処分の合理性を検討する必要がある。しかしながら、答案の中には、労働契約法第7条に触れることなく、あるいは就業規則の合理的解釈を行うことなく、退職金の一般的な趣旨・性格から直ちに前記の不支給規定の効力を否定するという結論を導くものが散見された。これに対し、本事例における退職金の性格をも分析して論述する答案には、相対的に高い評価を与えた。また、本事例は、飲酒運転による人身事故という職務外の非違行為であるので、この点に着目して論ずることができているか否かによって、答案の評価に差がついた。

本間は、労働基準法及び労働契約法における基本的な条文や個別的労働関係法を学ぶ上で基本となる判例を正確に理解し、条文の規定や判例の判断枠組みにおいて有意な事実を事例から的確に拾い上げ、適切に評価して結論に至る道筋を論理的に示すことができれば、優に合格水準に達することができたと思われる。改めて、基本的な条文と判例についての理解が重要であることを指摘したい。

(2) 第2問について

本問は、事業場の一部の労働者により労働組合(少数組合)が結成されたという状況で、第1に、同組合からの団体交渉要求に対する使用者の対応が労働組合法第7条第2号の団交拒否に該当するものであったか否か、第2に、使用者がその後に結成された別の労働組合(多数組合)との間でチェック・オフ協定とユニオン・ショップ協定を締結したことが同条第3号の支配介入に当たるか否か、を問うものである。第1については、業務手当とチェック・オフ協定という2つの交渉事項について、それぞれの性格や法的枠組みを踏まえて分析することが必要であり、第2については、多数組合と少数組合の併存という状況に照らしながら、チェック・オフ協定とユニオン・ショップ協定の双方について、支配介入の該当性を論ずる必要がある。いずれについても、集団的労働法における基本的かつ主要な論点の検討を求めるものである。

第1の団交拒否の成否(同条第2号)については、議論の前提として、業務手当とチェック・オフ協定という2つの交渉事項がいずれも義務的団交事項に該当することを指摘する必要があり、多くの答案は、義務的団交事項の意義を的確に示した上で、この点を指摘することができていた。ただ、チェック・オフ協定が団体的労使関係の運営に関する事項であって義務的団交事項に該当することは異論のないところであるにも関わらず、Y社がチェック・オフを実施するか否かは任意であることや、労働基準法第24条第1項との抵触などを理由に、これを否定する答案も散見された。義務的団交事項の該当性と、その先の具体的な交渉の評価とは別の問題であり、理解に混乱が見られる。また、義務的団交事項の問題は、本事例の主要な争点とはいえないにもかかわらず、その議論に多くのスペースを割きすぎている答案も少なからず見られた。

その上で、Y社がX組合との間で行った計6回の団体交渉が「誠実な」交渉といえるか否かが、ここでのポイントとなる。使用者の誠実交渉義務については、これを明示した最近の判例(山形大学事件・最判令和4年3月18日民集76巻3号283頁)に言及するものは多くはなか

ったが、その存在と内容について、おおむね正しく叙述がなされていたように思われる。

問題は、本件における当てはめである。 2 つの団交事項のうち、業務手当に関しては、手当廃止の必要性に関する説明の十分さ、特に十分な資料の提出がなされたか否か重要な論点となるところ、多くの答案は、この点を適切に検討した上で不誠実な交渉であったとの結論を導いており、評価することができた。もっとも、手当の廃止後であっても団体交渉においてその撤回を求めることは可能であり、その点についても指摘することを期待していたが、実際にそこまで踏み込んで論述する答案は、少数にとどまった。

次に、チェック・オフ協定に関しては、Y社が「法律上も無理がある」と述べた点について、検討を加える必要がある。組合費のチェック・オフも賃金からの控除である以上、労働基準法第24条第1項ただし書による労使協定が必要と解されており(済生会中央病院事件・最判平成元年12月11日民集43巻12号1786頁)、これによれば、少数組合であるX組合は、その締結主体とはなり得ないことになるが、同項ただし書にあるように、過半数代表者を選出して労使協定を締結する可能性もないわけではない。このような検討を経て、Y社の態度を、X組合の主張と照らし合わせながら、適切に評価することが求められるところ、かなり多くの答案は、そもそも労働基準法第24条の問題に言及しないまま、Y社は十分な説明をしていない、あるいは、労使の委任契約は合意により可能とだけ述べて、直ちに不誠実な交渉との結論を導いていた。法律的にやや複雑な説明が求められる論点であるが、実定法の枠組みに即した正確な分析ができることは法曹にとって不可欠な素養であり、それが的確にできた答案であるか否かによって評価に差がつくこととなった。

以上のような検討を経て、業務手当及びチェック・オフ協定の2つの交渉事項について、Y社が誠実な交渉を行っておらず、その団交拒否に正当な理由がないと判断された場合には、労働委員会としては、誠実交渉命令を発し、更に必要に応じポスト・ノーティスあるいは文書交付を命ずることになる。この点を、最後に指摘する必要があるが、多くの答案は、少なくとも誠実交渉命令を指摘することができており、労働委員会の救済命令について基本的な理解があることが感じられた。また、前記山形大学事件の判旨に言及しつつ、仮に合意の成立する見込みがないときであっても労働委員会が誠実交渉命令を発することができることをも論述する答案は、相対的に高い評価を与えた。他方で、チェック・オフ協定の締結命令といった実務的になかなか想定し難いものを挙げる答案や、団体交渉に応ずべき地位の確認という民事訴訟と混同したような答案も散見された。

第2の支配介入の成否(労働組合法第7条第3号)に関しては、支配介入の意思の要否などその基本的な成立要件を確認する必要があるが、本件のような組合併存状況においては、判例(日産自動車事件・最判昭和60年4月23日民集39巻3号730頁)が定立した使用者の中立保持義務の判断枠組みが重要な出発点となる。この判例が判示したように、使用者は、団体交渉を含む全ての場面で各組合に対して中立的態度を保持すべきであり、組合の性格や運動方針等による差別は許されないが、他方で、各組合の組織力、交渉力に応じた「合理的、合目的的な対応」をすることは可能である。このような2つの要素を持つ規範を正確に定立して論述した答案は、半数程度にとどまった。一方、中立保持義務自体に全く触れないものや、中立保持義務に触れるとしてもその内容が不十分と言わざるを得ないものも一定数見られた。もとより判例の文言を一言一句丸暗記することを求めるものではないが、基本かつ重要な判例の判旨のキーセンテンスについては、その意味するところを十分に理解し、それに基づいて論述することが重要である。

その上で、Y社がA組合との間でチェック・オフ協定とユニオン・ショップ協定の2つの協定を締結したことについて、事実関係を的確に分析・評価して上記規範に当てはめることが求め

られる。まず、チェック・オフ協定に関しては、前提として、A組合は事業場の労働者の過半数で組織する労働組合であるので労働基準法第24条との抵触はなく、Y社は適法に締結することができることを確認する必要がある。しかし、この点に言及した答案は、予想外に少なかった。この点に触れないまま、X組合との交渉では協定の締結を拒否してきたのにA組合には直ちに認めたのは違法な差別だとの結論を導く答案も少なくなかったが、十分な検討がなされたとは言えないであろう。他方、過半数組合であるA組合との間にチェック・オフ協定を締結することは、A組合の組織力や方針等に照らして合理的、合目的的な対応であり、支配介入には当たらないと、簡単に結論づける答案も見られた。確かにこのような評価はあり得るものの、X組合に対する一連の対応や、ユニオン・ショップ協定の締結を含むA組合に対する明らかに好意的な態度について、いま少し掘り下げた検討が望まれるところである。

次に、ユニオン・ショップ協定に関しては、Y社が前提としている判例法理(三井倉庫港運事件・最判平成元年12月14日民集43巻12号2051頁など)について触れた上で、Y社が述べるようにX組合の組合員への解雇がなされないとしても、このような協定があることによって、事実上、労働者のA組合への加入が促進されるという効果が生じるという問題状況を指摘する必要がある。一定数の答案は、この点を的確に検討することができていたが、その点に触れないまま、Y社が解雇しないと述べているのだから不利益は生じないとして簡単に支配介入の成立を否定する答案や、逆に支配介入の成立を認める場合にも、さまざまな事実を並べてX組合に対する嫌悪や敵意を指摘するだけで、ユニオン・ショップ協定に即した説明を欠いた答案が目についた。最後で時間が足りなくなったのかもしれないが、規範の当てはめにおける分析・評価の十分さの程度によって、評価に差がつくこととなった。

最後に、いずれか、又は両方の協定の締結について、支配介入が成立するという結論になった場合には、ポスト・ノーティス又は文書交付の命令を指摘する必要があり、大多数の答案は、これを指摘することができていた。一方で、第1と同様に、X組合との間でチェック・オフ協定を締結せよとの命令や、A組合のユニオン・ショップ協定の破棄を命じる命令を導く答案も散見されたが、このような命令は労使関係への過度の介入になりかねない。中には少数ではあるが、そのことを指摘して、これらの救済命令は不適切と述べた答案もあり、相対的に高い評価を与えた。

昨年も指摘したところであるが、本間では、事例や設問から集団的労働関係法についての基本的かつ主要な論点を的確に取り上げることができるか、当該論点に係る重要な判例を正確に理解しているかにより、成績が大きく分かれることとなった。集団的労働関係法では、様々な特徴的な法制や法理が形成されているが、それらの基本となる考え方を理解した上で、事実関係を適切に評価して妥当な結論を導く必要がある。判例にも新たな進化が見られるところであり、それらをきちんと理解することは、法曹たらんとして労働法を学ぶ者にとって、欠くことのできない重要な事柄であることを、繰り返し強調しておきたい。

4 答案の評価

「優秀」の水準にあると認められる答案とは、出題の趣旨を正確かつ深く把握し、言及を要する論点をほぼ漏れなく論じ、法令や判例の趣旨・射程の正確な理解に基づく的確な規範定立と緻密な事実の評価・当てはめを行い、全体として論理に飛躍や無理のない説得的な論述を行っていると認められる答案である。

「良好」の水準にあると認められる答案とは、論ずべき論点にはおおむね全て触れており、法解 釈について法令や判例の理解に基づく一定の見解を示した上で、設問に対する結論を導き出すのに 必要な具体的事実を事例から拾い上げることができている一方で、当てはめにおいて小さな問題が 見られたり、判例の理解が十分とまでは言えない面が見られたりするなど、「優秀」の水準にある 答案のような論述の緻密さ、深みが認められない答案である。

「一応の水準」にあると認められる答案とは、労働法の基本的な論点について一定の知識はあると認められるものの、論ずべき論点の一部に言及していなかったり、言及した論点においても、規範の定立に至る論理に欠落があったり、当てはめに不十分さが見られたりするほか、関係条文・判例に対する知識の正確性に難があり、論証において拾い上げる必要がある事実を事例の事実関係の中から的確に捉えて評価することができていない答案である。

「不良」の水準にあると認められる答案とは、関係条文・判例に対する知識に乏しく、労働法の基本的な考え方の理解にも至っておらず、例えば、関係する法令を挙げることも規範を示すこともせずに単に問題文中の具体的な事実をなぞるにとどまっていたり、少ない知識から無理に構成した適切でない論理や規範から短絡的に断定的な結論を導いていたり、極めて表層的な当てはめに終始するだけであったりするなど、具体的事実に対応して法的見解を展開するというトレーニングを経ておらず、基本的な理解・能力が欠如していると思われる答案である。

5 今後の出題

出題方針について変更すべき点は特になく、今後も、法令、判例及び学説に関する正確な理解に基づき、事例を的確に分析し、必要な論点を抽出した上で自己の法的見解の論証を正確かつ説得的に展開し、事例の中から有意な事実を過不足なく拾い上げて当てはめることによって、妥当な結論を導くという、法律実務家に求められる基本的な能力及び素養を試す出題を継続することとしたい。従来と同様に、労働契約法、労働基準法を中心とする個別法の分野と労働組合法を中心とする集団法の分野のバランスにも配慮する予定である。

6 今後の法科大学院教育に求めるもの

基本的な法令、判例及び学説については、単なる暗記にとどまらない法の趣旨や理論的基盤に基づいた本質的な理解が図られるよう、更なる指導をお願いしたい。また、それらを具体的な事案に適用して論理的に結論・解決に導く能力を磨くために、事例分析の前提となる基礎的な事実を正しく把握する理解力、結論に至る論理を導くために必要な論点を抽出し、その相互の関連性を意識しつつ分析する能力、法令、判例及び学説を踏まえた論理的かつ一貫性のある解釈論を展開し、法の趣旨に沿った適切な事実の当てはめを行って妥当な結論を導く能力など、法律実務家に求められる基本的な法的思考力を更に養成するよう重ねてお願いしたい。

1 出題の趣旨について

公表済みの「出題の趣旨」のとおりである。

2 採点方針

【第1問】及び【第2問】に共通して、①問題が設定している事実に基づいて、②題意、すなわち、法律上の論点が適切に理解できているか、③当該論点に関して、法律の基礎となっている諸原則、さらには法令の体系的な理解を踏まえた上で、法制度の説明や個々の条文の法解釈、設例につき適切な解答を行っているか、④与えられた資料を丁寧に読み解いて、設問において問われている法の解釈や適用について的確な解答を導くことができているか、⑤法の解釈と適用の説明が飛躍したものとなっておらず、論理的に記述されているか、という点に留意して採点した。複数の考え方が生じ得る部分に関しては、特定の正解を予定してそれとの整合を判断するのではなく、筋の通った記述がされているか否かに重点を置いた。

3 採点実感

【第1問】は、3つの設問から構成されている。〔設問1〕は、地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「温対法」という。)の2021年改正によって同法に導入された地域脱炭素化促進事業制度の仕組みに関する理解を問うものである。〔設問2〕は、温対法の下での温室効果ガス削減の情報的手法としての特徴を伝統的な公害規制のそれと比較しつつ説明することを求めるとともに、地方公共団体において導入された排出量取引制度の経済的手法としての特徴に関する説明を求めている。〔設問3〕は、温室効果ガスの排出がもたらす環境負荷は環境基本法、公害紛争処理法にいう「公害」に含まれるか否かの理解を試したものである。

【第2問】は、4つの設問から構成されおり、いずれの小問も廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃掃法」という。)の基本的仕組みに関するものである。〔設問1〕は、一般廃棄物と産業廃棄物の区別と廃棄物処理に係る許可制度の基本が理解できているかを試している。〔設問2〕は、産業廃棄物処理業の許可と比較した場合における一般廃棄物処理業の許可の特徴を理解できているかに関し、許可の許否に裁量はあるか否か、既存業者の営業上の利益は廃掃法上保護されているかの論点を通じて問うたものである。〔設問3〕は、コンサルタントが業務の外で罪を犯したことが廃掃法上の許可取消事由に該当するか否かを、〔設問4〕は、廃掃法第14条第13項の通知(適正処理困難通知)のもつ意味と、同通知を受けた排出事業者に求められる義務の内容、義務の懈怠に対して行政の執るべき措置に関する解答を求めている。

いずれの出題も、解答の手掛かりは資料に与えられており、出題法令の基本的な理解と資料を読み解く能力があれば正答へと至ることができるものとなっている。

【第1問】について

(1) 出題の意図に即した答案の存否、多寡

[設問1] 小問(1)にあっては、風力発電事業が温対法上の地域脱炭素化促進事業に該当することにつき、温対法第2条第6項号を示しつつ、風力が再生可能エネルギーであること、設例の工作物は資料中の省令第2条第1号にいう「再生可能エネルギー発電施設」であることを指摘すべきである。その上で、温対法第22条の2第1項に基づき、事業者は、地域脱炭素化促進事業計画を作成して、温対法に基づく計画策定市町村である町に計画の認定を求めることができる点を説明すべきである。小問(1)に関しては、多くの者が題意を踏まえた解答を記述できていた。ただし、解答に際し、適用条項の指摘や条項の当てはめを正しく記述できていない答案もあった。これらの作業は法の解釈と適用の基本であることに留意すべきであろう(この点は、以下のすべての小問において同様である)。

小問(2)においては、「関係法令により必要とされる規制が緩和されている」ことの内容を法令の仕組みに即して解答できるかが問われている。具体的には、温対法第22条の2第3項に基づき地域脱炭素化促進事業計画の認定を受けることができれば、当該認定地域脱炭素化促進事業計画に従って行う行為について、自然公園法、森林法、環境影響評価法上の規制を緩和する特例が適用される点を指摘する必要がある。また、指摘に際し、それぞれの緩和措置に関して、緩和対象となる規制の内容と緩和措置の法的根拠とを具体的に摘示すべきである(自然公園法第33条第1項及び温対法第22条の8第2項、森林法第10条の2第1項及び温対法第22条の6第1項。環境影響評価法については設例の工作物が第1種事業に該当すること及び温対法第22条の6第1項。環境影響評価法については設例の工作物が第1種事業に該当すること及び温対法第22条の11に基づいて環境影響評価法第2章第1節の計画段階配慮手続に関する規律が適用除外されることを記述すべきである)。温対法の2021年改正の内容が理解できているかを試した小問(2)に関しても、多くの解答者は記述の精粗に差はありつつも解答することができていた。ただし、改正内容を理解していないと思われる者が一定の割合でおり、これらの者は新たな環境管理の仕組みの特徴を理解することの重要性を銘記すべきである。

[設問2]の小問(1)は、温対法第26条以下の規律する温室効果ガス算定排出量の報告・公表制度に係る理解を試したものである。特定排出者に対して排出に係る情報の報告を義務付け、報告された事項を公表することによって(温対法第26条・第29条)、特定排出者を一層の排出削減に向けて誘導をしようとする制度に関し、解答者は、法的強制力をもって法令に定められた実体的基準の遵守を義務付ける伝統的な規制手法との対比において、制度の特徴を指摘すべきである。小問(1)に関しては、伝統的規制手法との対比において情報的手法の特徴を指摘できた答案が多数ではあったものの、環境管理に係る法的仕組みの多様性、各制度の狙いと特徴を理解するという環境法学習の基本を忘れていた答案も一定の割合であった。

小問(2)は、東京都条例に先駆的に盛り込まれた排出量取引制度を素材としている。同条例は、事業者に二酸化炭素の排出量の削減を義務付けるとともに、削減が困難な場合にクレジットの購入をもって義務が履行されたものとするものである。義務量以上の削減ができれば削減量をクレジット化できることによって、継続的な削減インセンティブが生ずることも特徴である。解答者は、このような経済的手法の特徴を伝統的な規制手法と対比しつつ説明すべきである。排出量取引の制度化は地球温暖化対策に係る中心的な論点の一つであり、東京都が先駆的な制度を導入したことも関連する重要知識といえる。ただし、地球温暖化対策の内外の趨勢を理解せず、排出量取引制度に言及できなかった答案がかなりの割合であった。なお、排出量取引制度に言及できた答案にあっては、制度の基本的特徴を説明できているものが多数であった。

[設問3]は、二酸化炭素を大量に排出する企業に排出抑制を求める調停が公害紛争処理法に基づいて公害等調整委員会に申請された事案を題材としている。公害等調整委員会及び裁判所は、二酸化炭素の大量排出について、地球温暖化の問題であると整理し、「大気の汚染」ではなく公害に該当しないと判断した。環境基本法及び公害紛争処理法の「公害」の定義、地球温暖化対策に係る制度の経緯とその特徴を伝統的な公害規制制度との対比において理解できているかを試したものであり、多くの解答者は題意を踏まえた解答を記述できていたものの、正確に説明できた答案の割合は少なかった。

(2) 出題の意図と実際の解答に差異がある原因として考えられること

【第1問】に関しては、解答の得点分布は出題の意図におおよそ即したものとなった。もっとも、環境法の選択者に対しては、出題範囲の法令における環境管理の仕組みに関し、基本的な内容を理解することに加えて、他の管理制度と比較してどのような特徴と狙いがあるかにつき的確に理解しておくことが求められる。このような学習態度が身についていない答案が出題者の予想に反して多かったことは残念であった。この点に関連して、出題者の期待から外れた得点分布を示した問いが〔設問2〕小問(2)である。地球温暖化対策は、国内法上も対策手法に顕著な変化が生じている分野であり、従来の対策手法の特徴とともに排出量取引制度の導入に見

られる手法の変化を正しく理解することは、環境法上の重要な学習課題といえる。また、法令解釈と法適用に際し、その根拠とされる条項を適切に示して解答ができるか否かは法曹としての資格に関わる点であるが、この点をおろそかにした答案も目についた。

(3) 各水準の答案のイメージ

「優秀」な答案のイメージは、各設問について、解釈・適用の求められている法令の条項を正 しく指摘した上で、解釈・適用の説明が適切にできているものである。

その上で、〔設問1〕にあっては、小問(1)において、再生可能エネルギーである風力によって発電する工作物は再生可能エネルギー発電施設であり、計画されている風力発電事業は温対法上の地域脱炭素化促進事業に該当すること、事業者は地域脱炭素化促進事業計画の認定を温対法に基づく計画策定市町村である町に申請できることを説明でき、小問(2)において、町の認定を受けた認定地域脱炭素化促進事業計画に従って行う行為は、自然公園法、森林法、環境影響評価法上の規制を緩和する特例規定の適用を受けることを、緩和の対象となる規制の仕組みと温対法上の緩和措置の根拠とを示しつつ説明できているものである。また、〔設問2〕にあっては、小問(1)において、温室効果ガス算定排出量の報告・公表制度の情報的手法としての特徴を伝統的な規制手法との対比において指摘でき、小問(2)において、排出量取引制度が経済的手法としての特徴を有することについて、伝統的な規制手法と対比して説明できているものである。〔設問3〕にあっては、環境基本法及び公害紛争処理法上の「公害」の定義を示しつつ、二酸化炭素の大量排出が「大気の汚染」ではなく公害に該当しないことを論理的に説明できることも、「優秀」と評価されるためには必要である。記述において部分的に不十分なものや欠落があっても、上記についてバランスの良い記載がされていれば「優秀」と評価される。このイメージに該当する答案はある程度の割合を占めた。

「良好」な答案のイメージは、上記の主要な論点についておおむね解答ができているものの、 複数の主要論点について不十分な記述があるものである。「良好」と評価される答案もある程度 の割合を占めた。

「一応の水準」の答案のイメージは、〔設問1〕において、地域脱炭素化促進事業計画の認定制度と規制緩和の仕組みをてことした地球温暖化対策の内容をおおむね説明でき、〔設問2〕において、温室効果ガス算定排出量の報告・公表制度が情報的手法に属することに言及でき、〔設問3〕において、二酸化炭素の大量排出が「公害」に該当しないことの一応の説明ができているものである。

「不良」な答案は、題意を把握できておらず、地域脱炭素化促進事業計画の認定制度や温室効果ガス算定排出量の報告・公表制度に関する基本的な理解も不十分な答案である。

【第1問】に関しては、ごく少数の例外を除いて、ほとんどの解答が〔設問1〕〔設問2〕〔設問3〕の総合評価として「一応の水準」以上の評価を与え得るものであった。

【第2間について】

(1) 出題の意図に即した答案の存否、多寡

〔設問1〕にあっては、魚の残渣や野菜くずが産業廃棄物に該当すること、調理くずや残飯は一般廃棄物となることを指摘した上で、産業廃棄物の処理は委託品目の許可を持つ者にしか委託できず、C社は当該許可を有していない点を指摘すべきである。なお、調理くずや残飯が一般廃棄物に該当することは〔設問1〕の解答において記述すべきであるが、〔設問2〕においてこれを記述した答案に対しても得点を付与した。〔設問1〕に関しては、記述の精粗や適用条項の指摘の正確さに差異はありつつも、かなりの割合の解答者が題意に即した解答をしていた。もっとも、魚の残渣等が廃棄物に該当するかの検討に終始した答案があった。

〔設問2〕にあっては、小問(1)において、まず、廃掃法上、産業廃棄物に関しては、処理の責任が基本的に排出事業者にあるとされ、同法第14条第1項の定める処理業の許可は警察許可と解されていることを指摘すべきである。その上で、これに対し、一般廃棄物に関しては、処

理の責任が市町村にあるとされていることとともに、廃掃法第7条第1項の定める処理業の許可に関し、①市町村の事務について例外的に認められるものであること(同法第6条の2第1項、第7条第1項・第5項各号)、②許可の要件についても、市町村による収集運搬が困難であることや一般廃棄物処理計画に適合すること等とされている点(同法第7条第5項第1号・第2号)等を示し、許否の判断に際して市町村長に広い裁量の認められていることを指摘すべきである。また、小間(2)において、一般廃棄物処理業の許可に係る競業者の原告適格を肯定した最高裁判決(出題の趣旨を参照)を念頭に、一般廃棄物処理業の許可を受けた既存業者は事業者の新規参入を認める市町村長の許可を争う原告適格が認められる点を記述することが求められる。ただし、最高裁判決の存在を指摘することまでは求められない。原告適格が肯定される論拠としては、前記①及び②に加え、③一般廃棄物の処理業は産業廃棄物のそれとは異なり自由競争でないこと、④廃掃法第7条第12項は料金上限を設定していること、⑤一般廃棄物処理業者の経営が悪化すると住民の衛生や環境が害される事態の生ずること等を指摘し得る。ただし、これらのすべてを指摘することまでは求められない。また、原告適格の問題であることを理解した上で、原告適格の有無について論理的な記述がされている答案には、一定の点数を付与した。

なお、廃掃法上の重要判例の理解を試そうとした出題者の期待に反し、原告適格は認められないとする解答がかなりの割合を占めた。この点に関しては、後述(2)において言及する。

[設問3〕は、廃掃法第14条の3の2第1項第4号、第14条第5項第2号ニによる産業廃棄物処理業許可の取消しの肯否が問題となっている。資料に示された行政処分の指針を参照しながら、同号ニの「役員」と同義とされている同法第7条第5項第4号ホにいう「役員」にGが該当することを説明した上で、Gは勾留されているものの廃棄物処理に関係した罪に関する措置ではないために許可の取消事由に該当しないことについて、同法第14条第5項第2号イ、第7条第5項第4号チ及び上記の指針に言及しつつ説明すべきである。条項の引用や記述の正確さにバラツキはあるものの、出題の意図に即した記述ができている答案はかなりの割合であった。他方、資料及び関係法令の読み込みができていない答案も相当の割合であった。記述のない答案も一定の割合で見られた。時間の定まった試験である以上は、解答の作成に際してバランス良く解答の時間を配分することが重要である点に留意する必要がある。

[設問4]にあっては、小問(1)において、資料に示した廃掃法施行規則の関係規定を踏まえて、C社は廃掃法第14条第13項、同法施行規則第10条の6の2に基づいて所定の通知を甲社に発出しなければならず、産業廃棄物管理票を委託業者に交付した者(管理票交付者)である甲社は、同法第12条の3第8項に従って適正な措置を講じなければならない点を説明すべきである。また、小問(2)において、甲社の義務懈怠は、廃掃法上の義務違反によって生じた支障の除去を命ずる権限を許可権者に付与した同法第19条の5第1項の要件中、管理票に係る義務違反を掲げる第3号へに該当することを、産業廃棄物に関する排出事業者処理責任(同法第11条第1項)、汚染者支払原則・原因者負担原則に言及しつつ、説明すべきである。

なお、小問(1)につき、産業廃棄物管理票交付者である甲社の執るべき措置としては、堆積廃棄物について、中間処理業の許可を有する処理業者と委託契約を締結し、当該業者のもとに運搬されることを確保するようC社に指示することであるが、この点を指摘できた答案は少なかった。また、小問(2)において、排出事業者処理責任(廃掃法第11条第1項)、汚染者支払原則・原因者負担原則の全てに言及することまでは求められない。

〔設問4〕に関しては、条項の指摘と結論のみを記述する答案や解答のない答案がかなりの割合で見られた。〔設問3〕と同様に、解答に際してはバランスのとれた時間配分が重要であることに注意を払う必要がある。なお、産業廃棄物管理票の制度は、産業廃棄物処理の適正を確保する上で重要な仕組みであるものの、甲社の義務懈怠について廃掃法第12条の3第8項に言及した解答は少数であり、支障の除去に係る命令権限の根拠について同法第19条の5第1項

第3号へに言及した答案はごく少数であった。

(2) 出題の意図と実際の解答に差異がある原因として考えられること

【第2問】〔設問1〕に関しては、解答の得点分布は出題の意図に即したものとなった。ただし、産業廃棄物と一般廃棄物の区別に関する設例であることすら読み取ることのできなかった解答者は、学習態度を改めるべきである。産業廃棄物処理業との対比における一般廃棄物処理業の許可の特徴を問う〔設問2〕小問(1)に関しては、かなりの解答者が題意に即した記述をしていたものの、その割合は出題者の予想を下回った。さらに、新規参入業者に対してされた一般廃棄物処理業の許可の取消訴訟について既存事業者に原告適格はあるか否かを聞いた〔設問2〕小問(2)の解答は、出題者の予想を超えて不良であった。設例に類似する事案に関しては最高裁判所の判例があり、競業者に原告適格を肯定した当該判例は環境法のみならず行政法の重要判例でもある。出題法令を限定している環境法を選択する者は、出題法令に関する民事法・憲法・行政法・刑事法の基本に関する理解が問われることを踏まえて学習を進めるべきであろう。

[設問3] [設問4] は、与えられた資料を丁寧に読み解けば素直に正答に行き着くことのできる設例である。もっとも、設問の配置から資料を読み解く時間が残っていなかったと思われる答案がかなりの割合であった。ただし、【設問1】【設問2】を通じて高得点を獲得した解答者は少なからずいた点に鑑みるならば、出題の全体を把握した上でバランスの良い時間配分を心掛けて解答することの重要性を示したものといえよう。

最後に、〔設問4〕にあっては、産業廃棄物の適正処理を確保する上で重要な手法である産業 廃棄物管理票の制度に関する理解が得点に大きく影響したことを付け加えておく。

(3) 各水準の答案のイメージ

「優秀」な答案のイメージは、まず、各設問について、解釈・適用の求められている法令の条項を正しく指摘した上で、解釈・適用の説明が適切にできているものである。

その上で、〔設問1〕にあっては、産業廃棄物と一般廃棄物とを正しく区別でき、産業廃棄物 の処理は委託品目の許可を持つ者にしか委託できないことを指摘できたものである。〔設問2〕 にあっては、小問(1)において、廃掃法上、それぞれの廃棄物の処理責任が誰にあるとされてい るかを踏まえた上で、産業廃棄物処理業の許可との対比において、一般廃棄物処理業の許可の 許否を判断するに際して市町村長に広い裁量が認められることを適切に説明でき、小問(2)にお いて、関連判例を念頭に置きつつ、一般廃棄物処理業に新規参入を認める許可につき既存業者 に取消訴訟の原告適格が認められることを説明できているものである。ただし、原告適格は認 められないとする解答にあっても、説得的な説明を展開できていれば、【第2問】全体の評価と して「優秀」とされることを妨げられるものではない。〔設問3〕にあっては、Gは「役員」に該 当するものの、Gの犯罪行為は廃棄物処理に関係したものではないことを資料も用いつつ説明 でき、〔設問4〕にあっては、小問(1)において、廃掃法上、C社は所定の通知を甲社に発出しな ければならず、産業廃棄物管理票の交付者である甲社は適正な措置を講じなければならないこ とを説明し、小問(2)において、甲社の義務懈怠から生ずる責任について、産業廃棄物に関する 排出事業者処理責任(廃掃法第11条第1項)、汚染者支払原則・原因者負担原則に言及しつつ 説明できているものである。このイメージに該当する答案は、【第1問】に比して少ないものの、 かなりの割合を占めた。

「良好」な答案のイメージは、上記の主要な論点についておおむね解答ができているものの、 複数の主要論点について不十分な記述や記述の部分的な欠落のあるものである。「良好」と評価 される答案はある程度の割合を占めている。

「一応の水準」の答案のイメージは、〔設問1〕〔設問2〕において、廃棄物の区別を理解していることを前提に、廃棄物処理業の許可について論理性のある解答を記述することができており、〔設問3〕〔設問4〕において、与えられた資料を読み解いて、廃掃法への適用の説明につ

いて一応の解答を導き出すことができたものである。

「不良」な答案は、題意を把握できておらず、〔設問1〕〔設問2〕において、廃棄物の区別や 廃棄物処理業の許可の仕組みに関する基本的な理解を欠き、〔設問3〕〔設問4〕において、与 えられた資料を丁寧に読み解いて正答に到達できる能力が不足しているか、解答作成における 適切な時間配分に関する配慮を欠いた答案である。

【第2問】においては、設問の総合評価として、【第1問】に比して割合をやや減じたものの、 【第1問】と同様に「一応の水準」以上の答案が多数を占めた。ただし、「優秀」の答案、「一 応の水準」の答案の割合はやや多く、「良好」な答案の割合がやや少なかった。

4 今後の出題について

これまでどおり、環境法の基本的な仕組みや実定法制度を基礎付けている法政策に関する問題、具体的事案から課題の所在を的確につかんだ上で判例の理解を含む適切な法解釈によりそれを論理的に解決する問題など、特定の傾向に偏ることなく、幅広く出題することを考えている。

5 学習者及び今後の法科大学院教育に求めるもの

環境法を学習する際には、まず、環境法の基本構造と基礎理論を正確に身に付ける必要がある。 同時に、環境問題の法的解決に当たっては、多くの法律基本科目分野の知識の総合が求められるこ とから、環境法領域の専門知識のみをもってしては適切な解決が困難な事例は少なくない。環境法 にあっては、問題の最新の状況を踏まえた上で、民事法・憲法・行政法・刑事法などに関する学習 によって得られた知識を統合的に応用する努力が求められる。

このため、環境法の学習に際しては、出題範囲とされた環境法令の背景事情、立法趣旨を理解することに加え、常に条文を参照して学習する習慣、出題法令に関する重要な裁判例について論旨を含めて正確に理解する習慣を身に付けた上で、法体系全体の仕組みや個々の条文の文言、重要な論点とその意義を正確に理解していくことが肝要である。また、環境法令はしばしば改正されることから、改正の動向に目を向けておくことが望まれる。加えて、法政策における基本的な概念、原則や考え方に関しては、その表層を理解するだけでなく、個々の法律の規定との関係で具体的に把握することが望まれる。

最後に、本年度の出題にあっては、資料を丁寧に読み解き、これまでの学習を通じて得た知識や 理解に結び付けて正答へと至ることが強く求められている。出題法令の理解を掘り下げて問う問題 を解答するに際しては、与えられた資料の丁寧な読み解きが特に重要となる。資料の読み解きは法 曹としての基本的な資質に関わるものであることから、法科大学院においてもこの点に配慮した教 育がされることを期待したい。

令和6年司法試験の採点実感(国際関係法(公法系))

1 出題の趣旨等

既に公表されている出題の趣旨(「令和6年司法試験論文式試験問題出題の趣旨【国際関係法(公 法系)科目】」)に記載したとおりである。

2 採点方針

国際関係法(公法系)科目の採点方針は、従来の立場を踏襲し、①国際法の基本的な知識を習得し、かつ、設問に関係する国際法の基本的な概念や規範、特に、関係する主要な多数国間条約の関連規定や重要判例を正確に理解しているか、②各設問の内容を理解し必要な国際法上の論点に触れているか、また、出題されている事例に対する適切な考察がなされているか、③答案の法的構成がしっかりしており、論理的かつ正確な文章で書かれ、適切な理由付けがなされているか、といった点を重視した。

3 採点実感等

第1問は、①国際法上の自決権と国家承認、②国際連合(以下「国連」という。)安全保障理事会(以下「安保理」という。)の表決手続と国連加盟国の主権平等原則との関係及び③国連の枠組における紛争解決手段に関する理解を問うものである。第2問は、海洋法、条約と慣習国際法の関係、不干渉原則、武力行使禁止原則、国家責任法という国際法の基本的分野・基本原則に関する知識と理解を問うものである。いずれも国際法の主要なテーマに関するものであり、全体を通して全く見当違いの答案は見られず、最低ライン未満者は存在しなかった。なお、設問の趣旨を正確に捉え答えているか、また、説得的な理由付けがなされているか、さらに、基本的知識に基づく本問の事例に対する当てはめが的確かといった点では、答案の間に一定の差が見られた。

(1) 第1問

設問1に関する第1の論点は、人民の同権及び自決の原則に基づく国際法上の自決権行使として「P共和国」の独立宣言が国際法上認められるかという点である。ほとんどの答案が、「P共和国」のA国からの独立宣言が国際法上の正当な自決権行使として認められるか否かを検討していた。そのうち多くの答案が、植民地支配からの独立という外的自決と一国内の政治的地位の自己決定という内的自決との区別に触れ、「P共和国」の独立宣言は、外的自決に該当しないため国際法上認められないと論じていた。他方で、この検討に際して、例えば1960年に国連総会決議として採択された植民地独立付与宣言や関係する国際司法裁判所(以下「ICJ」という。)の判例など、重要な先例を引用して国際法上の自決権の法的性質(例えば対世的権利/義務として確立しているか否かなど)にまで踏み込んで論述することのできた答案は、極めて限られていた。設問1に関する第2の論点は、B国による「P共和国」の国家承認の国際法上の評価である。B国による「P共和国」の国家承認に関して、多くの答案は、A国領域の一部であるP州における一方的な独立宣言は、A国の領土保全を侵害する国際法上の違法行為であり、B国による国家承認は国際法上の要件を満たさないと論述していた。また、要件を満たさないこのような国家承認は、「尚早の承認」として、B国のA国に対する国際法上の違法行為を構成することについても、多くの答案が正しく指摘していた。

設問2は、国連安保理の表決手続に関して、国連加盟国の主権平等原則との関係で検討を求めたものである。検討の前提として、国連が「すべての加盟国の主権平等の原則に基礎をおいている」ことを明記した国連憲章第2条第1項に触れた答案は、余り見られなかった。多くの答案は、安保理における非手続事項の決定手続を定めた国連憲章第27条第3項と紛争当事国の棄権について定める同項ただし書に言及し、加盟国の主権平等原則との関係で本設問事例の検討を行っていた。第27条第3項ただし書に従えば、国連憲章第6章が規定する紛争の平和的

解決、あるいは国連憲章第52条第3項が規定する地域的取極又は地域的機関による紛争の平和的解決においては、紛争当事国は安保理における投票を棄権する法的義務があると考えられる。他方で、同ただし書を反対解釈すれば、国連憲章第7章の下で紛争の強制的解決が問題とされる事例においては、紛争当事国は安保理における投票を棄権する義務はないと解され、国連での実行においても、国連憲章第7章の下で扱われる案件に関しては、紛争当事国は常任理事国を含めて投票を棄権せずに、実際に投票を行っている。そして、このような実行が国連加盟国の主権平等原則に反するとは解されていない。以上のような国連憲章の関係条文の適切な解釈と国連の実行を踏まえた論述を展開している答案も、一定数存在した。

設問3は、国連の安保理が常任理事国によるいわゆる拒否権行使の結果、国際の平和及び安全の維持に関する主要な責任を実質的に果たせなくなった場合に、国連の枠組みの中でA国がいかなる法的救済を求めることができるかを問うものであった。多くの答案は、いわゆる「平和のための結集決議」に基づき、国連の緊急特別総会の招集を求めることに言及していた。ただ、「平和のための結集決議」に基づき招集された緊急特別総会においては、国際の平和及び安全を維持し又は回復するための集団的措置を採るよう加盟国に勧告を行うことができ、平和の破壊又は侵略行為の場合には必要に応じ兵力を派遣することもできると明記されているものの、これまでに同決議に基づき実際に集団的措置が決定された事例はないことまでを指摘した答案は少なかった。また、相当数の答案が、A国によるB国を被告とするICJへの提訴に触れていたが、その場合にICJ規程第36条第1項及び第2項の規定する裁判管轄権の根拠のいずれかを主張する必要があることや受理可能性に関する要件の存在を指摘する答案は多くなかった。さらに、国連の事務総長への付託ないしは注意喚起といった手段に触れた答案は、ほぼ見られなかった。

(2) 第2問

設問1は、公海上での船舶の衝突事故における刑事管轄権の行使に関する問題である。海洋法に関する国際連合条約(以下「国連海洋法条約」という。)第97条第1項は、そのような事故が生じた場合において、船長の刑事上の責任が問われるときは、船長に対する刑事手続は、当該船舶の旗国又は船長が属する国(本間ではA国)の司法当局又は行政当局において「のみ」とることができると規定している。この規定に従えば、B国がXを逮捕し、起訴することは認められないことになるが、B国は国連海洋法条約の当事国ではない。それにもかかわらずA国の外務大臣が、B国によるXの逮捕や起訴が国際法違反であるとの声明を発表した根拠として、国際法上どのような主張が考えられるかについて、公海上での船舶の衝突事故において被害船の旗国(本間ではB国)にも刑事管轄権の行使が国際法上認められると判断した常設国際司法裁判所(以下「PCIJ」という。)の1927年ローチュス号事件判決も踏まえて論ずることが求められる。

多くの答案は、出題の趣旨を正確に理解し、B国が国連海洋法条約の当事国でないため本問の事実関係においては同条約は適用されないことを前提として、条約以外の国際法の存在形式である慣習国際法に基礎付けて解答することができていた。しかしながら、国際法の最も基本的な判例の一つであるローチュス号事件判決を踏まえて解答できていたものは、予想していたよりも少なかった。現在の国際法規則の中には、その歴史的展開を踏まえてこそより良く理解できるものが少なくないことにも留意しながら、国際法の学習を行ってもらいたい。ローチュス号事件判決について学習していれば、国連海洋法条約には公海上での船舶の衝突事故における刑事管轄権の行使に関する規定(第97条第1項)が存在することを知っていて、それを参照することが期待されたが、答案の中には、その規定よりも前にある第87条第1項(公海の自由)や第92条第1項(旗国主義)のみに基づいて解答するものも見られた。

設問2は、国際法上の不干渉原則や武力行使禁止原則についての理解度を問うものである。前者については国連憲章には直接的には定められていない国家間の不干渉原則の内容がどのよう

なものであるかを確認した上で、後者については国連憲章第2条第4項のあり得る解釈を前提 として、それぞれ本問の事実関係への適切な当てはめが求められる。

多くの答案は、出題の趣旨を正確に理解して解答することができていた。国家間の不干渉原則 については、国連憲章には直接的には定められていないが、優れた答案の中には、「この憲章の いかなる規定も、本質上いずれかの国の国内管轄権内にある事項に干渉する権限を国際連合に 与えるものではな〔い〕。」と定める国連憲章第2条第7項本文やこの規定を巡る議論を参考に したものも見られた。その一方で、この規定が国家間の不干渉原則を定めていると理解する少 数の答案については、少なくともこの分野に関する国際法の学習が不足しているという評価を 免れない。また、A国の反論として対抗措置を援用する解答が見られたが、自国の行為が国際 法に違反すると批判された国家は、まずは「我が国の行為は国際法に違反するものではない。」 として反論するのが通常であって、自国の行為が国際法上の義務に違反することを前提に対抗 措置としてそれを正当化することは、特殊な事情がなければ考えにくい。その意味で、本問の 事実関係において、例えば「我が国の行為は国際法に違反するものではないが、仮に違反する と判断される場合であっても対抗措置として正当化される。」というような留保を付けずに対抗 措置を援用する答案は、国際法における対抗措置の機能を適切に理解しているものとは評価す ることができない。なお、国際違法行為に対する国家の責任に関する条文(以下「国家責任条 文」という。) は、国家が一定の場合に対抗措置をとることを認める一方で、国連憲章上の武力 による威嚇又は武力の行使の禁止義務に違反する行為は対抗措置として正当化されない旨を定 めている(国家責任条文第50条第1項)。

設問3は、国際法違反の帰結として生ずる国家責任に関して、具体的な事案への当てはめを求める問題である。1928年ホルジョウ工場事件本案判決でPCIJが判示し、国家責任条文に基本的には反映されているような原則を踏まえて、原状回復や金銭賠償、満足(サティスファクション)等について論ずることが期待される。

多くの答案は、出題の趣旨を正確に理解して解答することができていたが、「A国が主張するB国の国際法違反をICJが認定した場合」という問題設定から外れた答案が一部存在した。ICJの判決に従う義務(国連憲章第94条第1項)やICJの判決の拘束力(ICJ規程第59条)を前提とすれば、ICJがB国の国際法違反を認定しているにもかかわらず、判決後にB国への行為の帰属をA国がB国に対して主張する答案や、国家責任条文が満足の一形態として例示している違反の自認を本問の事実関係に当てはめる答案に対しては、暗記型の知識や理解に基づいたものという感を抱いた。

(3) 答案の水準と評価

第1問、第2問ともに、「優秀」といえる答案は、全ての設問において、国際法上の論点を的確に抽出し、関係条文を正確に解釈するとともに、関連する国際法の原則や重要判例等に言及し、説得力のある論述を展開して、適切な結論を導き出しているものであり、答案全体の数パーセントであった。「良好」といえる答案は、各設問で必要とされている国際法上の主要な論点の一部を欠いていたり、関係条文や国際法の原則に対する理解が必ずしも十分ではないこともあったが、全体としては適切な論述が展開できているもので、全体の約25パーセントがこれに該当した。「一応の水準」の答案は、全ての設問に一通り答えてはいるが、論述の内容が不正確であったり、論拠を示さずに結論だけを記述したりするもので、全体の約40パーセントがこれに該当した。また、「不良」の答案は、設問の多くに関して根拠となる関係条文や関連する国際法の原則に対する理解が不足しているもので、全体の約30パーセントがこれに該当した。

4 法科大学院教育に求めるもの

法科大学院教育では、国際法に関する基本的な知識と理解をしっかりと身に付けることをまずは 目指してもらいたい。特に、主要な多数国間条約の関係条文や基本的な国際判例及び国内判例等に 関する理解を深めることが重要である。また、受験者のほとんどがその後に国内法曹になっていくことに鑑みても、国際法が国内法秩序の中でどう活用されるかにも十分な注意を払われたい。そして、これらの重要な論点を学習する場合に求められているのは、暗記型の知識や理解ではなく、具体的な問題・事例に柔軟に対応して的確な解決策が導き出せる分析力と応用力の備わった知識や理解である。法科大学院での教育も、このような問題解決能力を涵養するものであることが望まれる。

令和6年司法試験の採点実感(国際関係法(私法系))

1 出題の趣旨・狙い等

公表済みの「出題の趣旨」のとおりである。

2 採点方針

採点の方針は、基本的に、例年と同様である。すなわち、関連する分野ごとの基本的な知識を前提として、基本的な法律解釈の能力を備えているか否か、さらに、基本的論述力を発揮できているか否かといった点が問われている。

具体的には、①出題された事例の法的なポイントを正確に把握し、その検討に必要な論点を的確に取り上げているか、②各論点について関連する法律の規定その他の法源から適切なものを取り上げるとともに、必要に応じて、条文や制度の趣旨を踏まえた解釈を行った上で、規範を定立することができているか、③取り上げた条文や定立した規範を、当該事案に適切に当てはめて結論を導くことができているか、また、その当てはめにおいては、問題文中から必要な事実を過不足なく拾い上げ、摘示することができているか、これらが採点の基準とされた。

これらができていない又は不十分な答案は「不良」とされた。また、これらが形式的にはできているとしても、例えば、②について、規範定立において理由付けを欠く、あるいは、③について、事案への当てはめにおいて不備があるなど、結論に至るまでの過程における論述に不十分な点がある答案は「一応の水準」にとどまった。他方で、①から③までの検討過程に論理の飛躍がなく、明瞭で説得的な論述が展開されている答案は、「良好」又は「優秀」なものと評価された。

なお、学説が分かれている論点については、結論それ自体によって得点に差を設けることはせず、 自説の論拠を十分に示しつつ、これを論理的に展開することができているか否かを基本として採点 した。

3 採点実感等

(1) [第1問] について

ア 〔設問1〕の〔小問1〕について

[小問1](1)は、外国法人を被告とする事件につき、日本の裁判所の国際裁判管轄が認めら れるか否かについての検討を求めるものであった。多くの答案は、外国法人たるYが日本に 営業所を有していることに着目し、民事訴訟法(以下「民訴法」という。)第3条の3第4号 の営業所所在地管轄が認められるか否かを検討しており、問題の趣旨について一定の理解が できていたものと評価することができる。他方で、営業所が日本にあることだけで何の検証 もせずに民訴法第3条の3第4号に基づく国際裁判管轄を認めるものや、日本所在営業所の 業務と当該訴えが関連していること(業務関連性)についての検証を全く欠いているもの(す なわち、業務と訴えとの関連性は認められる、とのみ書いているもの)などが相当数あり、 これらについては営業所所在地管轄の理解が不十分であるとして、「一応の水準」に達してい ないものと評価せざるを得なかった。また、業務関連性について検証の必要性は認識しつつ も、抽象的なもので足りるか、具体的な関連性が必要かについて見解の対立があることを踏 まえ、自説の理由付けを説得的に論じた答案はさほど多くなく、この点を明確化した上で結 論を導いた答案には高い評価が与えられた。なお、いずれの見解に立つかによって評価に差 を付けることはしていない。他方で、具体的な関連性が必要としつつも、日本所在営業所に おける業務と訴えとの関連性を本問の事実関係に照らして検討することなく業務関連性を認 めた答案については、高い評価は与えられなかった。また、民訴法第3条の3第4号に基づ く国際裁判管轄は否定しながら、同条第5号に基づく国際裁判管轄を認める答案も一定数見 られたが、これらは両号についての基本的な理解を欠くものである。両号の定める、日本に

国際裁判管轄を認めるための要件の構造は類似しており、本問の事実関係からは異なる結果が導き得ないと考えられるからである。なお、第4号ではなく、主として第5号の検討により日本の国際裁判管轄を論じたものについても、第4号を主として検討したものと同様の評価を与えた。また、民訴法第3条の3第4号又は第5号で日本の国際裁判管轄が認められた場合には、本問の事実関係を踏まえると、民訴法第3条の9に基づく特別の事情による訴えの却下については丁寧な検討が求められた。

なお、本間の事実関係においては民訴法第3条の2や第3条の3第1号、第3号等では日本の国際裁判管轄が認められないことが明らかであり、これらについては簡潔な指摘で十分であった。

「小問1〕(2)においては、多くの答案が問題の趣旨を理解できていた。しかしながら、問題文に準拠法について合意が調わなかったと明示してあるにもかかわらず、黙示での準拠法合意を認めた答案や、法の適用に関する通則法(以下「通則法」という。)第8条第1項と同条第2項との関係性についての理解を欠く結果、同条第1項で最密接関係地を確認した後、同条第2項で別の準拠法を導き出すものなど、契約の準拠法の決定に関する基本的な理解を欠くものも、数は非常に少ないが存在した。また、特徴的給付の意義を明らかにしないままに、特徴的給付を行う者をXとしている答案や、Xを特徴的給付を行う者とした上で日本を一旦最密接関係地として推定されるとし、そのまま最密接関係地の検証をほぼ行わず、機械的に推定を覆す事情がないと述べている答案が散見されたが、これらは通則法第8条の趣旨に鑑み、設例の事実関係も踏まえ、丁寧な論述が求められた点といえよう。なお、本問のように、買主が主導権を握って売主に製作をさせそれを買い取って買主が顧客に販売するタイプの契約について、売主が特徴的給付を行う者となり得るか問題となることが学説上指摘されているものの、そのような論旨を展開する答案はほぼ皆無であった。

イ 〔設問1〕の〔小問2〕について

本問では、債権の消滅時効という問題を債権の問題と法性決定するか、手続の問題と法性決定するかにつき論じた上で、準拠法を判断し、結論を検討するべきであった。この債権の消滅時効の法性決定は典型的な論点であり、国際関係法(私法系)の学習者であれば、当然気付くべきはずであったにもかかわらず、この点に全く気が付いていない答案が非常に多かった。例えば、理由を全く示さず、いきなり甲国法の規律を検討するものなどである。このような答案は「不良」と評価している。また、法性決定を行い、甲国法の適用までを導いたとして、甲国民事訴訟法の規律が公序違反か否かを問題とする答案の中には、①甲国の出訴期限が3年であり、日本民法の定める一般債権の消滅時効である5年(民法第166条第1項第1号参照)より短いことのみを指摘して公序違反を認めるもの、又は②日本にはない制度であるとして公序違反を指摘するものなどが散見されたが、前者については単なる期間の長短だけでは公序違反を認定するには不十分であること、後者については出訴期限と債権の消滅時効を別の単位法律関係と捉えない限りそのような帰結は導き得ないことなどから、公序違反を認定するには不十分か、そのような検討をする根拠が不十分であるといえよう。

ウ 〔設問2〕について

[設問2]は、法人であるYと法人であるXとの間で締結された仲裁合意の主観的範囲に、法人Yの代表者であるAが含まれるかを問うているものであり、すなわち仲裁合意の準拠法の理解を問うものであった。この点は正に最判平成9年9月4日民集51巻8号3657頁で問題とされた争点である。この点に関するリーディングケースである最高裁判例が存在しており、また、国際取引法分野における仲裁の重要性が近時増大していることに鑑み、国際関係法(私法系)分野の学習者であれば当然押さえておくべき論点であった。それにも関わらず、適切に問題の趣旨を捉えられていない答案が非常に多く、残念であった。まず、仲裁合意とそれが含まれる主契約たる本件契約とで準拠法を別異に検討すべきか否か議論がある、

ということについての理解が欠けている答案が極めて多数であった。その理解が欠けているままに、端的に主契約の準拠法が合意されていることをもって仲裁合意の主観的範囲の判断は甲国法に従い行われることを導くものが多かった。また、問題文に引用されていた仲裁法第3条第2項や第14条第1項のみを根拠として説明をするもの、法人の従属法として説明を試みるもの、不法行為の準拠法の問題として論じるもの、国際裁判管轄の問題として論じるものなども散見されたが、いずれも誤りであり「不良」との評価をしている。それに対して、仲裁合意の準拠法と主契約の準拠法とは別異に検討されるべきことを踏まえた上で、主契約の準拠法が合意されていることから、仲裁合意の準拠法もそれに従う黙示の合意があるとした答案もごく少数ながら存在し、このような答案は「良好」なものと評価された。なお、仲裁合意の準拠法が合意されていない場合には、仲裁地の合意をもってその地の法を仲裁合意の準拠法とする考え方もあり得、そのような結論を導く答案もわずかに見られたが、本間では裁判所が甲国法を準拠法として判断したことは間違いがなく、その判断過程を問うているのであり、問題文をよく読んでほしい。

(2) [第2問] について

ア 〔設問1〕の〔小問1〕について

養子縁組の成立は通則法第31条第1項の規定により準拠法が決定され、同項前段により原則として養親となるべき者の本国法によるが、本間では夫婦共同養子縁組をしようとしており、養親となるべき夫婦は国籍を異にする。このような夫婦共同養子縁組の場合の準拠法決定については議論があるが、AC間、BC間それぞれの養子縁組に分けて同項を当てはめて準拠法を定めるのが通説・審判例である。この立場によると、同項前段により、AC間については日本法、BC間については甲国法が、原則として準拠法となる。夫婦共同養子縁組の場合に準拠法を一本化しようとする少数説もあり、この立場による場合には、十分に説得的な論証が求められるところであるが、この立場によった答案はほとんどなかった。ほとんどの答案は上記の通説・審判例の立場によって処理していたが、大半の答案は、異国籍夫婦の場合の夫婦共同養子縁組の準拠法決定について議論があることを認識せず、当然に上記のような処理をしていた。

また、AC間、BC間のいずれについても、通則法第31条第1項後段により、養子の保護 要件については養子の本国法である乙国法も累積的に適用される(セーフガード条項)。

まずは以上の点を示さなければならないが、本小問では、甲国及び乙国からの反致(通則法第41条)の成否をそれぞれ検討する必要がある。この点が検討されていなければ、「良好」 又は「優秀」とは評価されなかった。

まず、BC間についての甲国法については、甲国法①の規定があり、この規定が通則法第5条、第6条と同様の書きぶりであることからすれば、いわゆる管轄権的アプローチを採用していることに気付いて、隠れた反致の成否を検討すべきであるということに思い至るのは、さほど困難ではなかったはずであるが、この点に気付かずに反致を検討しなかった答案がかなりあったのは残念である。この規定が管轄権的アプローチを採用しているものであるとの補足的説明が問題文にあれば、多くの者は隠れた反致の検討をしていたのではないかと推測するが、実務における事例にはそのような説明はなく、自分で問題となるポイントを見いださなければならない。

さて、甲国法①の規定は、養子縁組の成立について、自国に国際裁判管轄が認められるかを判断し、認められる場合には直ちに甲国法を適用して裁判することを定めている。この規定は常に甲国法の適用を命じているが、甲国法は、管轄原因である養子の常居所が甲国にあって甲国に国際裁判管轄が認められたときに法廷地法として適用される。このことから、養子縁組の成立につき養子の常居所地法を準拠法とする双方的抵触規則を導き出すことができるか、及び、それによって日本法への反致が認められるかが、隠れた反致の問題である。なお、

以上の分析は丁寧に説明したものであり、時間的・紙幅的に制約のある試験の答案においては、多少簡略化された論述であっても問題にはしなかった。隠れた反致を認めるか否かについては、肯定説(これはさらに、全面的肯定説と限定的肯定説に分かれる。)と否定説とに、学説も分かれており、確定判例もないので、いずれの立場を採用していても、反致の制度趣旨の一つとされる国際的判決調和に資するかなどの観点から説得的に論じていれば、採点で差をつけることはしなかった。

次に、養子の保護要件についての乙国法については、乙国法からの反致は成立しないことを示さなければならない。セーフガード条項が反致の対象となるかについて議論があるが、反致の対象とならない立場からは当然に反致不成立となるし、反致の対象となる立場によった場合でも、養子縁組の準拠法の選択について乙国法は日本法と同内容の規定を有しているのであるから、日本法が指定するのと同一の準拠法を指定しているため、反致は成立しない。乙国法からの反致不成立に触れていない答案が多かったが、丁寧な論述を心掛けるべきである。

以上の検討から結論として、甲国法の要件については、反致の成否に関する自説に応じて、甲国法の要件を満たす必要がない又はあると、乙国法の養子の保護要件についてはそれも満たす必要があると、それぞれ示さなければならない。このように、本小問の問いは、甲国法、乙国法それぞれの要件を満たす必要があるか、すなわち、甲国法、乙国法が準拠法となるかを問う、準拠法の決定に関するものであった。それにもかかわらず、問題文の甲国法及び乙国法に関する一般的な説明から(あるいは甲国法については、甲国法①の規定を実質法的規定と誤って捉えて)、どのような事実があれば、甲国法又は乙国法の要件を満たしたこととなるかという、準拠法の適用まで論ずる答案がかなり見られた。問いが何を尋ねているかは、正確に把握して解答しなければならない。

イ 〔設問1〕の〔小問2〕について

本小問では、小問1と異なり反致の成立がないとの設定であるから、小問1の上記説明の前半部分のとおり、AC間については日本法、BC間については甲国法が、原則として準拠法となり、養子の保護要件については乙国法も累積的に適用されることを前提に、準拠法の適用についての理解を尋ねている。

(1)では、BC間について適用される甲国法②の規定が、養子を試験養育した上で、甲国で公認されたソーシャルワーカーによる報告書の提出という要件を定めているところ、この要件を、どのように日本での手続において満たせばよいかを検討することが求められている。手続は法廷地法によるためにこの要件を満たす必要がないとの答案や、日本での手続においても実体についての準拠法の趣旨をできるだけいかすようにすべきであるとの答案など、一般論を示すに留まるものも多かったが、「一応の水準」にとどまる。更に進んで、甲国法②の規定のうちどの部分が手続問題であるのか、日本での手続において甲国法②の要件と実質的に同等のものをどのように代行するかを具体的に検討していたものは、「良好」又は「優秀」と評価された。例えば、甲国法②の、甲国で公認されたソーシャルワーカーによる、という部分は手続問題であって日本での手続においてそれによる必要はないが、それ以外の部分は実体問題であるからその要件を満たす必要があるところ、AC間について準拠法となっている日本法では、民法第817条の8の要件を満たす必要があり、この点に関してなされる家庭裁判所調査官の報告書の提出は、甲国法②の要件と実質的に同等であるから、それでこの要件を満たすことができると論じることが考えられる。なお、民法第817条の8に言及していた答案は、一定数あった。

(2)では、養子の保護要件については乙国法の要件も満たさなければならないところ、養親の嫡出子で12歳のFの同意が必要であるかを問うことで、通則法第31条第1項後段の「第三者」の解釈に関する理解を尋ねている。この「第三者」の解釈として、特に限定すること

なく養親と養子以外の者は全て「第三者」に含まれるとの見解と、養子との間に縁組時点までに身分関係になかった者は「第三者」に含まれないとするなど、一定の範囲の者に「第三者」を限定する見解とに分かれており、前者が審判例や学説の多数説の立場であるが、後者も有力な見解である。したがって、説得的な論拠を示して「第三者」についての解釈をまず示す必要がある。その上で、本件の事実に当てはめて、Fの同意なしに本件養子縁組を成立させることができるかについての結論を示さなければならない。Fが「第三者」に含まれるとの見解に立つ場合には、本件の事情において養子縁組の成立が認められないという、乙国法を適用した結果が通則法第42条の公序違反にならないかも論じる必要があろう。

類出の論点であることもあり、大多数の答案は通則法第31条第1項後段が問題となっていることは把握していた。その上で、以上のように適切に論述している答案も一定数あったものの、次のような不適切な答案も相当数あった。すなわち、最初に、通則法第31条第1項後段の要件である「第三者」について争いがあるためにまずその点の解釈を示して法規範を明確にした上で、それを事実関係に当てはめて結論を導くべきであるところ、直ちに問題文中の事実関係を列挙して結論を示そうとする答案がかなりあり、「一応の水準」に達しているとは評価しなかった。また、「第三者」の解釈と、「第三者」についての無限定説を採用した場合に検討が必要となる公序違反の検討を、区別を十分意識することなく論じる答案もあった。

ウ 〔設問2〕の〔小問1〕について

本小問は、遺言の方式の準拠法の決定とその当てはめに関する基礎的な理解を尋ねるものであった。大多数の答案は、遺言の方式と適切に性質決定していたが、ごく一部の答案は、通則法第37条などによるとしていたため、「一応の水準」に達しているとは評価できなかった。

エ 〔設問2〕の〔小問2〕について

本小問で問題となっている遺留分は、被相続人による過度の財産処分に対して遺留分権利者に最低保障額を確保しようとする制度であることからすれば、相続の問題と性質決定される。多くの答案はそのように適切に論じていたが、そのような答案の中でも、遺留分については規定がないので条理により、との論述から始めて、結論として相続準拠法によるとするものもあった。しかし、そうであれば、遺留分は通則法第36条の「相続」と性質決定されて同条が適用されるのであるから、規定がないとは言えず、不適切な表現である。また、ごく一部には、遺言の成立及び効力として通則法第37条によるとの答案もあったが、通則法第36条と第37条の関係についての基本的理解を欠くものであって、「一応の水準」に達していない。

出発点としては以上のとおりであるが、本件で遺留分が侵害されているとの主張は、本件預金契約及びその口座への被相続人による送金のためであり、本件預金契約の準拠法は丙国法であって、丙国法では、共同名義の預金口座の一方の名義人が死亡した場合には、当該預金口座の預金は、当然に他方の名義人の所有資産となり、死亡した名義人の遺産には含めないものとされているため、この点をどのように考えるかについて検討することが本小問の趣旨であった。例えば、ここでの問題の本質はそのような財産処分に対して遺留分権利者の遺留分が侵害されているか否かであることから、遺留分の問題自体はやはり相続の問題と性質決定されるとの立場が考えられる。最後の小問であったことから時間の切迫もあってか、この点の検討はしていない答案が多かったのは残念であり、「一応の水準」にとどまった。他方で、相続準拠法として甲国法が適用されるとしつつ、その公序違反性を論じるものが一定数あった。しかしながら、遺留分侵害額に相当する金銭の支払を求める請求が認められるかという問いであれば、外国法が準拠法となる場合に、その適用結果の公序違反性を論じる必要があるが、本小問の問いは、請求に適用される準拠法を尋ねているにすぎないから、その適用結果の公序違反性についてまで論じる必要性は基本的にない。しかも、本小問では甲国法の具

体的な規定内容は明らかにされていないから、公序違反性について論じるのは困難である。 ましてや、甲国法の適用結果は公序違反であるから排除されて日本法が適用されるとした一 部の答案については、そのような結論を問題文から導き出すことは無理である。

4 今後の出題について

引き続き、狭義の国際私法、国際民事手続法及び国際取引法の各分野の基本的事項を組み合わせた事例問題が出題されることになると思われる。国際関係法(私法系)としてはいずれの分野も等しく重要であり、理解が手薄な箇所がないようにしなければならない。

5 受験者と今後の法科大学院教育に求めるもの

- (1) 国際関係法(私法系)の分野においては、準拠法に関する通則法の規定のほか、民訴法、人訴法及び家事事件手続法における国際裁判管轄規定など、規定の整備がほぼ一通りされている。したがって、実定法の条文が問題の処理の出発点となることが通常であり、法科大学院教育においては、学生に対し、条文の重要性を十分に意識させて、その内容を理解させ、事案に適切な条文を適用して結論を示すということが強調されるべきであるが、これは他の分野と同様である。なお、民訴法第3条の3第4「項」のように、条文の項、号、枝番号を誤記したり、通則法「第31条後段」のように、複数の項立ての条文の項番号を特定しなかったりするものなど、条文番号を不正確に摘示する答案が散見されたが、ふだんから条文を十分に意識して学習していれば、このような誤記をすることはないはずである。
- (2) 準拠法の決定を行う際には、その前提として、どの準拠法選択規則(例えば通則法のどの条文) が適用されるかを判断する必要があり、そのために性質決定を行うことを要する。いきなり条 文の引用を行っている答案が少なからず見られる。また、答案の中には、「○○については通則 法に明文の規定がないので条理により」のように、規定がないと安易に論じるものも散見されたが、準拠法選択規則の明文の規定がない場合は、相当に限られており、十分な検討が求められる。
- (3) 事例を解決するに当たって、規定の解釈が分かれている場合や、判例法理の適用が及ぶか議論がある場合に、規定や判例法理の趣旨などに立ち返って検討し、一定の規範を定立した上で、当該規範に事例で与えられた事実を過不足なく当てはめて、結論を出すことが必要である。しかし、規範を明確化することなく、いきなり問題文中の事実関係を列挙して結論を出そうとする答案が、とりわけ [第1問]の〔設問1〕の〔小問1〕の(1)や、[第2問]の〔設問1〕の〔小問2〕の(2)などで、多々見られた。法的三段論法により事案を処理するという基本的考えを十分に理解していないものであって、大いに問題である。
- (4) 事例問題に対する答案は、当該問題の解決に必要な部分の記述を厚くすべきであるのは、他の分野と同様である。

例えば、国際裁判管轄が問われている問いで、出題内容に関わりなく、手続の問題なので法廷地である日本の手続法に従って判断する、あるいは、準拠法についての問いで、法廷地である日本の国際私法に従って判断する、という記述から始まる答案が一部に見られるが、題意と無関係の論述は不要であり、端的に、問題となっている具体的な規定の適用を丁寧に行うことが求められる。この点はこれまでも採点実感で指摘してきたが、今年度もなおこのような答案が散見されたので、再度注意しておく。また、問題文から結論が明らかな事項は簡潔に論じ、十分に検討すべき事項に紙幅を割いて論じるといった、メリハリをつけた論述を心掛けるべきである。とりわけ、[第1問]の[設問1]の[小問1]の(1)のような国際裁判管轄に関してそのように注意すべきである。

また、条文の解釈や当てはめに問題がないような場合にも、条文や制度の趣旨についていちいち説明している答案が相当数見られたが、明確な内容の規定を事案に単純に当てはめて処理がで

きる場合にまで規定の趣旨を説明する必要はないのは、他の分野の場合の事例問題に対する解答と同様である。この点もこれまでも採点実感で指摘してきたが、今年度もなおこのような答案が散見されたので、再度注意しておく。他方で、規定の解釈が分かれている場合や、判例法理の適用が及ぶか議論がある場合には、規定や判例法理の趣旨に立ち返って検討することが必要となる場合が多く、法科大学院教育において、規定や判例を、内容だけ表面的に教えるのではなく、その趣旨を踏まえて射程などについて考えさせることが重要である。